

日本の独立課税型の法人所得税 1920～49年(1)

— 高橋是清と1920年の法人所得税の改革 —

大間知 啓 輔

要 約

本稿は1920年改正の法人所得税の立法過程とその性格・仕組みを解明する。

第一次大戦をとおして資本主義は発展し、都市勤労者の労働苦と生活苦がひろがり、種々の社会運動がおこった。政府は社会政策を示し、その運動が政治革命に発展するのを阻止しようとした。

1920年に、原内閣の高橋是清蔵相は社会政策の理念で応能課税を提案し、株主の受取配当総合課税と法人所得への累進税(超過所得課税)の形で、その実現を図った。

この法人所得税のシステムは、発展した株式会社を基礎にしている。その株式会社の下で、ある法人所得観が普及した。それによれば、法人所得の源泉はその会社資本の利潤であり、その利潤は法人自身のもので、株主から独立している。こうした見方から、独立課税型の法人所得税という考えが有力になり、これが法人超過所得課税に適用された。

最後に、1920年代のこの法人所得税の負担の実態が論ぜられる。

目 次

序章 課 題

- 1 大戦後の社会問題と高橋是清による社会政策的税制改正の提案
- 2 1920年法人所得税の成立過程
- 3 その性格と仕組み 独立課税型の法人所得税
- 4 独立課税型の法人所得税への純化
法人配当所得税の廃止と同族法人特別課税
- 5 1920年代の法人所得税負担の実態

序章 課 題

本稿は 1920 年改正の法人所得税の成立過程とその税の性格・仕組みを明らかにする。

税制度の推移を羅列して「税制史」と称している研究もある。それは肝心の税制をめぐる因果関係の分析が欠落している。これを克服しようとし、経済と政治に関連させて税制の発展を研究する試みもあるが、とくに法人所得税史の研究では、株式会社の発展と関連させて分析していないので、十分とはいえない。法人所得課税は株式会社の歴史的発展に左右される。課税される法人所得が株式会社の利潤を源泉としているからである。

本稿は、本誌の前稿に引き続いて日本の法人所得税史を研究している¹⁾。その研究は株式会社の発展を基礎にした、法人所得税の三段階を理論モデルにしている。それによれば、1920 年改正の法人所得税は、1889～1919 年の法人所得税の、否定の上に成立している。

前稿¹⁾で述べたように、第一段階の税制は、日清戦争後の、軍事力と経済力を総合的に強化する「戦後経営」の下で、株式会社と株主を厚遇するシステムを採用した。それは、株式会社の法人所得に低率の比例税率を適用し、株主の受取配当に所得税を非課税にした。

初期の株式会社では株主による均等出資・共同支配がおこなわれ、法人は株主の集合体で法人所得は株主に帰属するとされ、法人所得税は個人所得税の源泉課税とされた。これを、わたしは所得税の源泉課税型の法人所得税と呼んできた。

第一次大戦後の発展した株式会社では、上記の法人観と法人所得観は過去のものになってきた。法人は株主から独立した主体とみられ、法人所得を法人それ自体の所得とし、法人所得課税を、法人それ自体の所得に対する課税と考えるようになった。本稿でいう独立課税型の法人所得税²⁾とみるようになった。

法人の所得に課税したうえで、株主の受取配当に課税しても二重課税ではない、と考える人が増えてきた。さらに個人事業所得や給与所得が総合累進課税されるのに、株主受取配当だけが非課税なのは不公平だという人も多くなってきた。大戦中の 1915 年の好況から配当が急増し貧富の格差が拡大したのを契機に、富豪株主の受け取る配当が非課税なのは不公平だという、

1) 拙稿「日本の所得税源泉課税型法人所得税 (1)」(『熊本学園大学経済論集』第 13 巻第 1・2 合併号、2006 年所収) 参照。

2) 独立課税型の法人所得税については、拙稿で次のように定義している。「固定資本が巨大化し、株式会社の度重なる増資で、かつて共同支配していた株主が分解するとともに、激増する一般株主は経営から疎外された。株主構成的な法人から集権的な法人に変わる。法人所得は株主から独立化され、法人自身の所得とされ、法人所得も株主受取配当もそれぞれ独立して課税される。この税制を独立課税型の法人税という」(拙稿、上記誌、46 頁)。

不信がつよまった。ようやく、1920年に、政府はその非課税の廃止を含む所得税改正に着手した。

本稿の構成

1920年に、原内閣の高橋是清蔵相によって、法人所得税制の改正が提案された。本稿は、その税制の社会的背景、成立過程、その税制の性格と仕組み、その税制の純化過程、20年代の法人所得税の負担という一連の課題を明らかにする。第二次大戦中と戦後に、その税制の欠陥が露呈し、改正された。その過程は別稿で論ぜられる。

本稿の内容と構成は複雑なので、はじめにその構成と各章の論点を鮮明にしておく。

第1章では、1920年所得税法の成立の社会的歴史的背景が論ぜられる。第一次大戦をとおして資本主義が発展し、都市に集中した勤労者の、労働苦・生活苦と貧富の格差がつよまり、種々の社会運動がおこり、政府はこれに対処し、社会政策的な理念を念頭に税制改正を図った。そこで社会政策の思潮を踏まえて、高橋蔵相が提案した所得税法改正の趣旨が解明される(第1章 大戦後の社会問題と高橋是清による社会政策的税制改正の提案)。

大正デモクラシーは古典的な、たんなる有産者の民主主義ではない。それは後発資本主義が発達し、勤労者の労働苦・生活苦がつよまり、これに対する勤労者の社会運動を含んでいる。政府は、この社会運動に対処して社会政策的税制を提案した。このなかに新しいタイプの法人所得税を含んでいた。

昭和恐慌に対処した高橋財政が論ぜられている³⁾が、彼が提案し推進した1920年の所得税制の改正、とくに法人所得税の改正は、ほとんど研究されていない。当時の社会思潮と高橋の主張の理解なしでは、20年改正の法人所得税を解明できないであろう。

第2章では、政府による衆議院への提案から貴族院の修正案(確定)にいたる過程を解明する。議会内で鋭い論議があった。これを追跡すればその税制の理解が深められる。

高橋提案の第一次原案は分かりやすいが、成立した税制は複雑で分かりにくい。原案が改められ、税制の柱が追加され修正されたからだ。だから、その修正過程を追跡し分析すれば、税制全体の骨格がみえてくる(第2章 1920年法人所得税の成立過程)。

第3章では、20年法人所得税の性格と仕組みが、株式会社の発展の中で明らかにされる。法人所得は株式会社の利潤を源泉にするから、その税の性格と仕組みを理解するには、株式会

3) たとえば、井出英策『高橋財政の研究 昭和恐慌からの脱出と財政再建への苦闘』有斐閣、2006年。

社の発展を基礎におかざるを得ない。

なぜ、大戦後に、法人所得税は所得税源泉課税型から独立課税型に変わらざるをえなかったか、その性格の変化に応じてどんな仕組みがつくられたのか、これが株式会社の発展を基礎に解明される。これは最も難解だが、税制研究にとっての本質的な部分である(第3章 その性格と仕組み 独立課税型の法人所得税)。ドイツでも、20年に独立課税型の法人所得税が採用された。ドイツの法人税にも言及し、20年税制の研究の材料にしている。

資本金利益率を基準に税率を決めた超過所得課税の弱点は、この章の末尾で分析される。

第4章は、独立課税型の法人所得税のシステムの純化過程を明らかにしている。

政府第一次原案は議会で反対にあい、その成立を期すために、修正し妥協的な不純物を採用した。26年に、これを排除し、独立課税型の法人所得税は純化を完了した。株主の受取配当課税の回避を予防する税制(留保所得課税)が、同族法人特別課税として整理された(第4章 独立課税型の法人所得税への純化 法人配当所得税の廃止と同族法人特別課税)。同族法人特別課税の論拠が、その税の成立の歴史の中で明らかになる。

第5章では、20年代の法人所得税の収入と法人の税負担の実態が解明される。旧税制に比べた法人の税負担の軽減と、経済停滞下の、その税収の減少が明らかにされる(第5章 1920年代の法人所得税負担の実態)。

高橋蔵相は社会政策の理念で税制改正の趣旨を説明したが、財政全体は社会政策の理念で編成されたのか。この疑問についてはこの章の最後で言及している。

第二次大戦時と戦後の法人所得税については別稿で論ずる。超過所得課税の弱点は戦後に表面化し、独立課税型の法人所得税を破綻させた。この過程は別稿で論ずる。

上記の諸問題を経済学的に分析した研究が少ない⁴⁾。本稿は一つの問題提起であり、ご批判をお願いします。

4) 1920年改正の法人所得税を論じた研究に次のものがある。大蔵省主税局調査課『所得税・法人税制度史草稿』執筆者は雪岡重喜、1955年、高橋誠「現代所得税制の展開 日本所得税史論 その三」(『経済志林』第28巻第1号、1960年所収)、渡辺哲郎「配当控除の制度の史的展開」(1994年度熊本学園大学院修士論文)、田崎佳代「1920年法人税制」(1995年度同論文)、岩下卓司「1920-49年の法人所得課税における超過所得税」(2000年度同論文)、池松桂至「清算所得課税制度の変遷とその検討」(2000年度同論文)。このうち渡辺論文以下は、拙稿(「株式所有の法人化と法人の受取配当非課税制度(1)」[『熊本学園大学経済論集』1994年]、「法人所得課税の発展段階(1)」[同『論集』、1998年])で述べた方法論を共有している。

1 大戦後の社会問題と高橋是清による社会政策的税制改正の提案

大戦後の「戦後経営」

日清戦後と日露戦後に、「戦後経営」と称し軍事力と経済力を総合的に強める政策が推進された。大戦後の1920年でも、軍縮が緒についておらず、国防費の増加が計画された。

重要な事業は 国防の充実と 産業基盤の整備であり、20年度予算で国防費等の長期の増加を図った⁵⁾。

そのための恒久的財源とし所得税と酒税の二税の増税が図られた。税制改正で、20年度に所得税5200余万円(平年度7800余万円)、酒税に500余万円(5700余万円)、合計5700余万円(13500余万円)の増収を見込んだ。そのほかに国債償還の繰入中止で、4年間毎年度3000万円の財源を得るとした⁶⁾。

「国防費の充実」とはいえ、政治的思惑からいえば、アジアにおける日本の権益の拡大とその継続を図るのものものであり、そのための二税の増税であり、税制改正が求められた。

大戦後の社会問題

税制改正は、大戦後の社会の変化を配慮して構想された。日清・日露の戦後では、所得税は株主と株式会社を厚遇したが、1920年では、これを続けられなくなった。

1915年にはじまる好況期に、株式会社の払込資本金利益率と配当率が急増した。志村嘉一氏の調査によれば、1919年に、主要株式会社の払込資本金利益率は41%、配当率は23%に達した⁷⁾(図1)。株主配当や重役賞与の増加が突出し、貧富の格差は拡大した。

都市では、重工業の男子労働者が増えた。戦時に先進資本主義国の支配する商品市場に、日本は劣悪な労働条件を手段にして割り込んだ。労働条件を規制する制度も組織もなかったが、大戦後、労働苦に対抗して労働組合が組織され、労働争議が爆発的に増えた。1913年に争議件数は47件、その参加人員は5,242人にすぎなかったが、19年には争議件数が497件、参加人員が63,187人にのぼった。それぞれ10倍以上に拡大した(日本統計研究所編『日本経済統計集』1958年、296頁)。

5) 大蔵省編纂『明治大正財政史』第6巻、経済往来社、1957年、228～229頁参照。

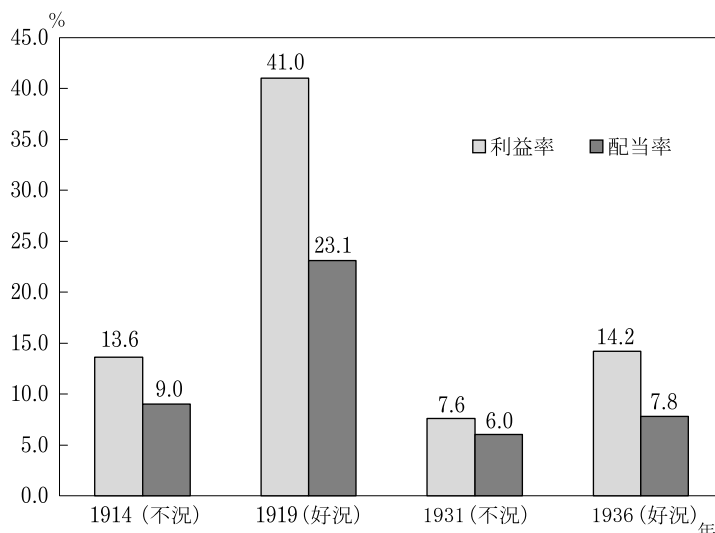
6) 大蔵省編纂、上記書、229～230頁参照。

7) 1916～20年に株式会社の増資が急増した。その間の、各年の主要402社の増資額に占める割当増資の構成比は60～80%だった(志村嘉一『日本資本市場分析』東京大学出版会、1969年、222頁)。そのほとんどが額面増資だった(前記書、220頁以下)。その株価は額面を大きく超え、株を売った株主はキャピタルゲインを獲得した。

都市化とインフレにともない、物価と家賃の高騰で都市の労働者や旧中間層の生活苦がつよまった。こうしたなかで 1918 年に米騒動が発生した。労働争議と米騒動に有産者は震えあがった。

政治面では、選挙権は地租、所得税、営業税等の高額納税者に制限され、民衆は選挙権がなく、政治社会における不平等が続いたので、選挙権拡大運動が進んだ。

図 1 利益率と配当率の推移 (1914~36 年度)



(資料) 志村嘉一『日本資本市場分析』(1969年, 東大出版会) 122~123頁。大阪屋商店調査部『株式年鑑』より作成。

(注) 利益率は払込資本金。配当率は配当金を期末払込資本金で割って算出したので、低くなっている。調査社数は 1914 年 139 社, 19 年 148 社, 31 年 136 社, 36 年 129 社。

これらの社会運動は、明確な規定なしに「大正デモクラシー」と総称されることもあるが、たんに政府による個人の自由権の侵害に対抗する有産者の運動ではなかった。当時の運動には、いわゆる自由権を超え、労働者の団結権・団体交渉権・争議権などを要求し、国民の生活保障を要求するという、勤労者による積極的な社会運動を含んでいた。

これらは、後進資本主義が生んだ政治経済の状況の改良を求める社会運動だった。ロシアに社会主義革命が勃発しただけではない。政府は、国内の社会運動が政治革命へ発展するのをおそれた。

政府は治安警察法(1900年)をもっていたが、原内閣は民衆の運動に強権のみで対処するわけにはいかなかった。民衆の労働条件や生活条件や政治条件の改良の可能性を示唆し、民衆の運動を体制内にひきつけ、社会運動が政治革命へ発展するのを予防しようとした。これがムチ

とアメの社会政策であった⁸⁾。

税制問題では、株主・株式会社の厚遇や消費税の重い負担に、民衆の非難の矢が向けられてきた。前稿で述べたように、1899～1919年では、受取配当を非課税にした上、株式会社や株主の所得を厚遇し、個人企業と株式会社の間や、配当所得者との間の所得者との間の、税負担の不公平を拡大し、貧富の懸隔を拡大してきた。これが社会運動の火種を拡大した。

だから原内閣は、1920年の税制改正に臨んで細心の配慮をした。「社会政策の意味を加味する」といい、応能課税をつよめようとした。その推進者は高橋是清蔵相だった。

高橋の理念：総合累進課税

衆議院で述べた高橋蔵相の税制改正の理念を聞いてみよう。

「世ノ中ニハ既ニ富豪征伐ト云フヤウナ声マデモ起ッテ来タノデアル、今ニシテ此著シキ不権衡デアルモノヲ、相当ニ之ヲ修正シテ、担税能力ノ多イ者ハ從ッテ国費ノ負担ヲ多クシ、担税能力ノ少イ者ハ從ッテ薄クスルト云フヤウナコトヲ、今日カラ致シタイト云フモノハ、他日段々所得ノ少イ階段ニ於テ、サウ云フ知識ノ進ミ、殊ニ社会政策ト云ウヤウナ思想ガ増長シテ来ルト云フト、此等ガ真ニ不公平ナリト云フコトヲ、此等ノ階級カラシテ大ニ叫ビ出シタ時分ニハ、中々困難ナ事ニナルノデ、不健全ナル思想モ是

8) 社会政策は、ドイツや日本など後進資本主義において窮乏する労働者と中間階級が社会主義運動に接近するのを、強権のみならず社会改良で体制内にひき戻し、これを防止するもので官僚養成大学の教授や官僚が提唱した。

初期の社会政策論が社会主義に対抗したのは、1900(明治33)年の「社会政策学会趣意書」をみればわかる。趣意書は書いている。「余輩は又社会主義に反対す、何となれば現在の経済組織を破壊し資本家の絶滅を図るは国運の進歩に害すればなり、余輩の主義とするところは現在の私有的経済組織を維持し、其範囲内に於て個人の活動と国家の権力とに依て階級の軌轢を防ぎ、社会の調和を期するに在り」。

その研究テーマは広範だった。1907～26年の社会政策学会の主要テーマは、労働問題、小工業問題、小農問題、生計費問題、中産階級問題、官業・市営事業、税制問題、移民問題等を含んだ。後年、経済学の分化が進み、社会政策の各論が大学の諸講義の題目になると、社会政策論とよばれるのは労働政策に狭められた。

1920年の税制改正は、「社会政策の意味を加味した」改正とよばれ、高橋是清蔵相が推進した。小川郷太郎『社会問題と財政』(帝国地方行政学会、1920年)は社会政策的税制論の代表だった。小川については、神野直彦「京都学派の形成 小川郷太郎」[佐藤進編『日本の財政学 その先駆者の群像』ぎょうせい、1986年所収]を参照。大正期の社会政策的な税制の主張は、大村巍「大正年代の税制と社会政策の加味」(税務大学校『税務大学校論叢』8、1974年所収)を参照。普通選挙も一種の社会政策であり、民衆によって要求され、政府によって、1925年に選挙法が成立し、27年に実施された。これと並んで25年にムチとして治安維持法が成立された。

当初社会政策学会は社会主義者を排除したが、大戦後、会の中にも榎田民蔵ら社会主義者が進出し、「社会主義者でも社会政策を主張してもいいではないか」(高野岩三郎)ということになった(大内兵衛・森戸辰男・久留間鮫造監修 大島清著『高野岩三郎伝』岩波書店、1968年、74頁以下)。普通選挙の下で民衆自身が政治運動の主体になると、官僚的な社会政策的論議は民衆や学生には魅力がなくなっていった。

ガ為メニ生ズルトハ限ラヌ、詰リ国費ノ負担ノ不公平ナルモノハ、甚シキニ至レバ国乱ヲ生ズルトサエ従来言ハレテ居ル、デ今般増収ノ計画ヲ立テルニ当ツテ、現在ノ儘デ課税ヲ大ニスレバ、既ニ只今申シタ小所得者ト大所得者ノ間ノ権衡ガ大ニ失ハレテ居ルト云フ、其事ヲ益々不権衡ヲ大ナラシムル結果ニ陥ルモノデアル⁹⁾。

「抛ナク政府ハ将来ヲモ考ヘ、将来所得税ト云フモノハ、理想的ニ之ヲ完全ナモノニシヤウト云ヘバ、凡ユル所得ヲ綜合シテ、其所得ノ多寡ニ依テ累進率ヲ課スルト云フコトガ、先ヅ今日ノ所デハ世界中之ヲ正シイ税法ナリト認メラレテ居ル、成ルベクソレニ近寄ラセテ行カネバイカヌ、カウ云フ見地ニ於テ、稍々根本ニ触レテ改正ヲ加ヘタ訳デアル」⁹⁾

蔵相によれば、この世の中に「富豪征伐」という声さえある。所得格差が拡大すれば、低所得者に「不健全ナル」社会思想(社会主義)がはびこり、国が乱れる。そうならないように、負担能力に応じて課税する。各人の所得を総合合算し、その多寡に応じ累進税率を課す。これは世界中で正しい税法と認められており、これに近づける。

これは「社会政策の意味を加味」した税制でもある。

「此所得税改正案ニ於テ吾人共ニ社会政策ノ意味ヲ加味シテ居ルト申スノハ、之ヲ具體的ニ申シマスルト云フト、担税能力ノ小サキ者ニ課税ヲ薄クシテ、担税能力ノ大ナル者ノ課税ヲ大ニスルト、斯フ云フ意味ナンデ、成ベク小所得者ニ対シテ負担ヲ軽減スルト云フ意味デアル、又小所得者ガ、扶養ノ義務ガアルカラ、ソレ等モ認メル、又勤労所得者モ或ル金額ニ達スル迄ハソレハ十分控除スル、控除額ヲ殖ヤスト、要スルニ所得者ノ中ニ於イテ、国費ノ負担ノカノ薄イ者ニハ輕クシ、負担ノカノ強イ者ニハ之ヲ重クスル、此趣意ヲ形ニ現ハシテ、之ヲ皆吾レ人共ニ社会政策ノ意味ヲ加味シタト斯フ云フコトニナル」¹⁰⁾

まとめていえば、これまでは株主の受取配当を非課税にし、富豪株主が増えるのを許してき

9) 「第五類第一号 所得税法改正法律案外五件 委員会議録 第二回 大正九年七月七日」(『帝国議会衆議院会議録 25』臨川書店、1984年) 385頁。社会政策論者によれば、社会政策的税制で階級対立を緩和する。小川郷太郎議員も衆議院で述べている。「日本ニハ非常ナ金持ガ出来テ居リマス、・・・労働問題トカ、色々過激思想トカ入ッテ来マシテ、人心ガ動揺シテ居ル時デス、・・・所得税法ノ改正ト云フモノハ、最モ当ヲ得タモノデアル・・・私ハ此所得税法ニ依テデス、社会政策的ニ富豪モ押ヘルヤウニ逃シハセヌ、而シテ貧民ニ輕ク課スルト云フヤウナ此精神ト云フモノハデス、税法ノ正理ト云フモノヲ此ニ表白スルモノデアリマシテ、之ニ依テ民心ノ動揺ト云フモノハ、或ル程度ニ於テ防グルモノト思フノデアリマス」(『大正9年2月11日衆議院衆議院議事速記録第十号 所得税法改正法律案外六件 第一読会ノ続』(『帝国議会衆議院議事速記録 36』東大出版会、1984年) 156頁。

10) 第五類第一号 所得税法改正法律案外五件 委員会議録 第4回 大正九年七月九日(『帝国議会衆議院会議録 25』臨川書店、1984年) 385頁。

た。この不公平を続けると、対立が深まり国は乱れる。これを避ける理想的な所得税とは、国費を負担させるために、税負担能力に応じて重課する税である。「社会政策の意味を加味」するとはこのことである。

後年、1936年に高橋は述べた。「税制整理の根本方針は、一口にいへば総合累進租税主義といふ所に置かなければなるまいと信ずる。総合累進課税は原内閣時代から私が考へてゐた¹¹⁾。原内閣による受取配当非課税の廃止も、法人超過所得課税の採用も、応能累進課税という「根本方針」からきている¹²⁾。この方針は大戦後の社会問題に発している。

2 1920年法人所得税の成立過程

(1) 高橋蔵相の法人所得税改正の提案

所得税法改正法律案(第一次原案)の骨子

蔵相による改正所得税法の第一次原案の骨子はこうである。括弧内に番号を付した。

「所得税法改正法律案ノ骨子ト致シマス所ハ、(1 株主受取配当総合課税) 第一二従来ハ法人ノ所得ニ就イテハ、所謂漸進(源泉? 引用者) 課税ノ主義ヲ執ッテ居リマシタ、各法人ニ対シテ課税ヲ致シ、之ガ配当ヲ受ケタル個人ニハ、其配当所得ニ就テハ何等ノ課税ヲモ致サナカッタノデアリマスガ、斯クテハ大小所得者ノ合ニ(ママ)、負担ノ権衡ヲ得ザルコトガ著シクアリマス、ソレ故其配当金ニ就イテハ、他ノ所得ト共ニ之ヲ個人ニ綜合シテ、第三種所得税ヲ課スルニ止メマシテ、(2 法人の留保所得課税) 他ニ何等ノ課税ヲ致サナイトキハ、多額ノ社内留保ヲ為ス法人ト然カラザル法人トニ依リ、課税ノ不均衡ヲ生ジマスガ故、法人ノ社内留保金ニ対シマシテモ、相当課税スルコトニ致シマシタ、(3 法人超過所得課税) 又法人ノ所得ガ其運用資本ニ対シテ一定ノ利回ヲ超

11) 高橋是清『高橋是清遺述 経済論』千倉書房、1936年、645頁。

12) 高橋は「総合累進課税主義」を「根本方針」としたが、所得税一本の単税論者ではない。後に回顧している。「これ(所得税)に財産税を加へる必要があり、其のほかに関税、消費税、これだけが国税で、後は皆地方に移してしまふといふかんがへを以て、例の総合課税所得税制度をだしたわけだ」(高橋、上記書、645頁)。私が思うに、酒税・煙草税の負担は逆進的で応能的公平に反するが、この税に固執した。1917年に彼は言い訳をしている。労働者の健康と仕事の能率上、飲酒・喫煙の抑制が必要で(高橋是清『随想録』千倉書房、1936年、324頁)、そのために酒や煙草の税を高くするのがよい(上記書、225～226頁)。(本音は酒税と煙草税が税収をあげるのに好都合なことにあつたが、それは健康と能率のためだという)。要するに、国税に、総合課税の所得税・相続税(直接税)と酒税・煙草税・関税を配置し、地方税に地租等のその他の税を配置する。これが彼の税配分論だった。

過致シマスルトキハ、其超過額ニ対シマシテモ、相当課税スルコトト致シマシタ」¹³⁾

新しい法人所得税観

次の三本が重要だった。受取配当総合課税、留保所得課税、法人超過所得課税。

思うに、この税制提案の基礎に、序章で述べたように法人観の変化があった。

株式会社が発展し増資を重ねると、株主は法人を支配する力を失い、法人自身を会社の独立の主体とするように法人観が変わった。

そこで法人所得税観も変わってきた。法人は個人同様に人格があり、独立の所有主体で納税者でもある。だから、法人所得は法人自身の所得であり、法人所得税は法人自身の所得に対する課税である。このように思考習慣が変化の中で新税法案が打ち出された¹⁴⁾。

受取配当総合課税 (第3種, 第一次原案)

法案によれば、株主の受取配当の全額を他の所得と総合し累進課税する。

旧税法の論理によれば、法人所得課税は株主に帰属する所得に対する所得税の源泉課税だから、株主の受取配当にも課税されれば二重課税になるとされ、株主受取配当は非課税にされた。ところが、改正法案の論理では、法人所得課税は法人自身の所得に対する課税だから、法人所得と受取配当にそれぞれ課税されても、別人の所得に対する課税であり、二重課税にならない、ということに変わった。

卑見によれば、基調に株式会社の支配の変化に基づいた法人観と法人所得観の変化があり、この上で、大戦後に勤労者の社会運動が高揚したから、株主受取配当非課税が株主を富裕にしていることが、諸方面から非難された¹⁵⁾。負担能力が劣るものが政府の経費を負担しているのに、富裕な株主が負担しないのは不公平だ、という声がつよまった。これを契機に、政府は

13) 「大正9年1月31日衆議院衆議院議事速記録第6号」(『帝国議会衆議院議事速記録 36』東大出版会、1984年、70頁)。

14) 税法の解説者である中村継男によれば、「改正税法に於ける第一種所得は・・・飽く迄法人を独立の担税主体と認め課税せんとするものと思せらる」(中村継男『改正法人所得税法詳解』東京税務二課会、1920年、11頁、下線は引用者のもの)。ここから超過所得に対する累進課税が導きだされる。「法人の超過所得ニ対スル課税主義ハ、従来ノ源泉課税主義ヲ廃止シ、法人ヲ以テ独立固有ノ納税主体ト認メタル結果ニシテ改正第一種ノ一大特色ナリ」(中村、上記書、20頁、下線は引用者のもの)。

ただし中村は、法人所得税の源泉課税型から独立課税型への発展の根拠を単なる思想の変化に求めており、その根源を、株主支配の株式会社から大株主の専一的支配あるいは経営者支配の株式会社への変化に求めない。中村の論理は正しい面があるが、限界もある。これについては、拙稿「日本の所得税源泉課税型法人所得税(2)」(『熊本学園大学経済論集』第13巻第3・4合併号、2007年所収)61頁以下で詳説した。

15) 上記の拙稿、56頁以下参照。

税制観を改めた。高橋によれば、今後は「国費ノ負担ノ力ノ薄イ者ニハ輕クシ、負担ノ力ノ強イ者ニハ之ヲ重クスル」。新税法案では、株主受取配当と重役の賞与が非課税なのを改め、第3種所得とし、他の所得と総合し累進税を課すことにした。

法人所得税(第1種、第一次原案)

超過所得課税 法案によれば、超過所得とは資本金額に対する一定比率を超える所得であり、これに超過累進税率を適用する。

旧法では、法人所得税は株主の所得に対する所得税の源泉課税とされ、単一税率で課税された。改正法案では、法人所得税は法人自身の所得に対する課税とされ、個人所得と同様に、累進税率で課税された。

法人の所得の税負担能力は、法人の資本金(払込資本と積立金の合計)に対する法人所得の比率に現われるとし、次のように超過所得に超過累進税率を適用する。

資本金の8%に相当する所得額を超え、10%以下の所得	1%
同上10%に相当する所得額を超え、20%以下の所得	3%
同上20%に相当する所得額を超え、30%以下の所得	6%
同上30%に相当する所得額を超える所得	10%

留保所得課税 社内に留保した所得額に累進課税する。

改正法案では、法人が利益を株主に配当すれば、株主の受取配当は他の所得と総合され、累進課税される。法人が利益を配当せずに社内に留保すれば、配当をした場合と留保した場合とでは、両者の税負担にアンバランスが生ずる。もし留保を非課税とすれば、配当所得税を逃れようとして留保するだろう。そのため課税が回避され、受取配当総合課税という税制改正の方針は実現できなくなる。そこで次のように留保所得に税率を適用する。

- (1) 留保額が払込資本金額に相当する額以下 7.5%
- (2) 同上額が払込資本金額に相当する額以上 15%
- (3) 前号の場合でも、その留保所得中、その所得総額の20分の1以下の金額 7.5%

清算所得課税 その他に清算所得課税がある。

清算所得 = 残余財産額 - 純資産額

= 残余財産額 - (払込株式金額 + 出資金額 + 積立金額 + 最後の事業年度の留保所得額)

清算所得とは、法人が解散した際、残余財産の価額が、解散時の法人の純資産額(払込株式金額、出資金額、積立金額、最後の事業年度の留保所得合計額)を超過する金額である。

旧法では、この清算所得は株主(出資者)の所得とされ、株主受取配当と同様に課税されな

かった。この改正案では、清算所得は法人の所得とされ、7.5%の税率で課税する。

会社合併の際の清算所得は、合併される会社の株主（社員）が合併後の新会社又は存続会社より受ける株式の払込金額（出資金額）又は金銭の合計額が、合併される会社の合併当時の純資産金額を超過する金額である。これも法人の所得とし、7.5%の税率で課税する。

第2種所得税（第一次原案）

第2種と第3種の所得税にもふれておく。

定期預金利子の分離課税 第一次原案では、旧法どおり、公債利子は2%の税率で、社債利子は3%の税率で課税する。これまで定期預金利子を第3種所得税とし賦課課税したのを改め、第2種に移転し、3%の税率で源泉分離課税する。課税の脱漏をなくすためだった。

公社債利子等を第2種所得税とし分離課税してきたのも、高橋によれば、「源泉デ課税スレバ脱漏ガナイ」¹⁶⁾ からだった。

国債利子を引き続いて非課税にしたのは、高橋によれば、「課税シナイト云フコトヲ国ガ約束シテ、サウシテ其約束ノ下ニ持ッテ居ル人ニ向カッテ勝手ニ国ガ税ヲ課スルト云ウコトハ、国ノ信用ニ係ル、国ノ信用ガ立タヌノdeal」¹⁶⁾ という理由からだった。

第3種所得税（第一次原案）

各種の控除を引上げ、第3種所得税を軽減する。

勤労所得は所得控除をする。所得総額 6000 円以下の場合、勤労所得の 20% を、所得総額 6000 円以上 1 万 2000 円以下の場合、勤労所得の 10% を控除する。扶養控除として、所得 3000 円以下の場合、一人につき 100 円を、所得 2000 円以下では 70 円を、3000 円以下では 50 円を控除する。課税最低限は、1917 年の改正の際、400 円を 500 円に上げたが、この第一次原案では 600 円に引上げる。

16) 「総合課税主義」の方針に反して、なぜ公社債利子を総合課税にしなかったのか。小川郷太郎議員の問に対する高橋の答はこうだった。「凡ソ税法ヲ定メルニ唯々理論一遍カラ定メ難イモノデアッテ、之ヲ実行ノ上ニ於テ脱税等ノ弊ノ成ベク無イヤウニ、成ベク営業者ナドニ立入ッテ営業ノ秘密ナド迄モ調べナケレバナラヌト云フコトモ、成ベク避ケナケレバナラヌ、・・・若シ納税者ガ納税ノ義務ヲ重ンジテ、偽リナク正直ニ皆申告スル時代ニナリマスレバ、総テ是ハ総合所得デモ差支ナイノデアリマスルケレドモ、ドウモ今日ハサウ往カナイノデアリマス、成ベク其脱税ノ無イヤウニシナケレバナラヌ、サウシテ見ルト云フト、此債券ノ如キ斯様ナモノハ先ヅ源泉デ課税スレバ脱漏ガナイ」（『第 42 回帝国議会所得税法改正法律案外六件委員会会議速記録第 2 回』大正 9 年 1 月 31 日、『帝国議会衆議院委員会議録 24』臨川書店、1984 年、42 頁）。

なぜ、これまでどおり国債利子非課税なのか。本文で述べたように政府の約束だからという（上記書、43 頁）。

日本の独立課税型の法人所得税 1920～49年(1)

所得税の超過累進税率は、最低(1000円以下)3%～最高(20万円超)の30%だったのを、最低(800円以下)1%～最高(800万円超)50%に改める(表1)。

表1 改正所得税法案の税率の修正過程

(%)

	第42議会		第43議会	(参考)1918年
	政府 第一次原案	第二次原案	衆議院修正案 貴族院修正案(確定)	所得税法
800円以下	1	1	0.5	1000円以下
800円超	1.5	1.5	1	3
1000円超	2	2	2	
1500円超	3	3	3	4
2000円超	5	4	4	5.5
3000円超	7	5	5	7
5000円超	9	7	6.5	8.5
7000円超	11	9	8	10.5
1万円超	13	11	9.5	12.5
1.5万円超	15	13	11	14.5
2万円超	17	15	13	17
3万円超	19	17	15	19.5
5万円超	21	19	17	22.5
7万円超	21	21	19	24.5
10万円超	23	23	21	27
20万円超	25	25	23	30
50万円超	27	27	25	
100万円超	30	30	27	
200万円超	33	33	30	
300万円超	36	36	33	
400万円超	39	39	36	
500万円超	42	40		
600万円超	45			
700万円超	48			
800万円超	50			

(資料) 大蔵省主税局『所得税・法人制度史草稿』1955年、大蔵省『内国税の税率及び納期に関する沿革摘要』(1944年1月調べ)。

酒税の税率の引上 所得税改正案のほかに、間接税引上げという改正案があった。酒税(重量税)の税率は従来の一石23円を33円に引上げる。大戦後、酒の値が上がり、価格当りの税額が低下したのを調整するというのが、その理由だった。

税財政については、次のことが注目される。政府は税制改正の際、「社会政策」を唱道したが、軍事費拡大のための恒久財源として酒税を増税したこと、所得税は所得控除、課税最低限引上げ、税率引下で減税したこと、間接税を増税し軍事費を増加したが、民生費の増加や国税地租の地方委譲がなかったこと¹⁷⁾。政府は社会政策を主張したが、実際に、税財政全体を社会政策的に改良したかについては、第五章の末尾でふれる。

(2) 所得税法改正案の修正過程

第一次原案どおりに所得税法を決定したのではない。独立課税型という法人所得税の性格は変わらなかったが、その仕組みはかなり修正された。第 42 帝国議会衆議院に第一次原案が提案され、修正案提出後、議会在解散された。その後、第 43 議会では、衆議院での修正後、貴族院でも修正され、その案が衆議院に回付され、改正所得税法が成立した。

複雑な修正過程を分析する。主な材料は帝国議会議事録と大蔵省編纂『明治大正財政史』（第 6 巻，1957 年）から得ている。

17) 国税地租は国費を地方民に負担させるので、その納税意欲が高まらなると、高橋は考え、大正 8 年に地租の地方委譲を主張したといわれる。昭和 2 年 9 月 19 日、上野精養軒で団琢磨（三井合名会社理事長）、藤山雷太（大日本精糖会社社長）らとの会で、高橋は、地租委譲が松方正義や原敬の反対で実施できなかった事情を語った。

「地方自治と地租委譲は大正 8 年に原君の時分に私（高橋）が主張した。それは地方に教育と土木と衛生の三事業は任せる。之れには独立の財源が必要であるから、地方に地租を委譲すると云ふのであった。」

「所が之には原君が進まなかった。何故かと云へばあの時分には日本では地租程頼りになる確実な税はないと考へて居たんだ。その上に松方さんが反対して居た。『高橋が唱へてゐる地租委譲は実に怪しからん。あんな者を大蔵大臣にして置いては困る』などと云つてね。原君も元老が反対して居ることを知って居るものだから、地方自治だけは宜いが地租委譲だけはいけないと首をタテに振らなかつた。」

「其処で我輩は鎌倉に居た松方老公を訪問した。そして地租委譲論を説明したものだ。すると松方公は『国家一朝有事の際に地租を国税として置けば直ぐに歩合を増すことが出来る。此の位確実な税は無い。それを地方に委譲など出来ぬ』と云はれる。」それで高橋は、「『今日地方民はむしろ附加税（地租の地方税 引用者）で苦しんでいる。国家有事の際に之れ位よい税は無いと云ふことは事実に合はない』と話したが老公は承認しない。」「それから松方さんは自分の昔話を始めてね。『おれが地租を金で取ることにしたのは命がけで遣つたのだ。その当時地租を金で取ることにすれば蓆旗が拳がる。これは兵力で鎮圧すると云ふ決心をして遣つたのだ。自分は殺される積りで仕あげた事業なのだ』と云われた。つまり松方さんが地租委譲に反対するのは其の命がけの仕事を壊されると云ふ考へが頭にあつたからだ。』（東京朝日新聞経済部編『卓を囲んで』日本評論社，1928 年，158～160 頁）。

有産者を代表する議会

当時の衆議院は、納税者から選ばれた有産者代表議会だった。1919年の改正選挙法による衆議院議員の選挙資格は、満25歳以上の男子で満1年以上直接国税3円以上の納税者であった。1920年5月10日の選挙の有権者は300万余人で、対人口比5.48%にすぎなかった(衆議院・参議院編『議会制度七十年史』資料編, 1962年)。

当時の直接税(所得税, 地租, 営業税)の負担者は少数者であった。20年度の第3種所得税(公社債・預金の利子税を除く)の納税者は131万人にすぎず、有業者のうち4.8%にすぎなかった。衆議院議員は少数の有産者で選挙され、政党を組織していた。

貴族院議員は、成年の皇族男子、満25歳以上の公候爵・伯爵・子爵・男爵で各同爵の互選により選出した。他は満30歳以上の勅選者・多額納税者であった。

第一次原案は諸政党と議員を刺激した。恐怖を感じたのは高額な配当所得者層だった。株主の受取配当全額が他の所得と合算され、累進課税される案が提出されたからだ。野党議員は株主や経営者を背景に同案に反対した。高橋は「国防の充実」や地方の産業基盤整備のため税制改正の必要を力説し、原案の承認を求めた。

野党・憲政会は軍備拡大に反対したわけではない。軍拡がアジアの平和をおびやかす、軍拡のための増税とその民生費への圧迫が国民生活に脅威であるのを憂慮しての反対ではなかった。政府から、<国防目的の増税だ>といわれるとおとなしくなる、腰のすわらぬ反対だった。受取配当全額課税は経済社会に影響があるといい、税制改正は翌年までの延期を主張したにすぎなかった。

与党・政友会と国民党は法案の趣旨に賛成したが、審議の結果、その不備を認め、配当全額課税等の第一次原案を修正する案を提出した。修正案が多数をえ、衆議院を通過した。

ついでその修正法案が貴族院に回付され、審議している際に、衆議院は2月26日に解散され、その法案は不成立になった。

解散後の3月15日に東京株式市場で株価が崩落し、これを契機に恐慌が勃発した。大戦中の1915年に始まる好況期に資本が過剰蓄積され、出荷の停滞・資本の還流の遅滞、資金の逼迫・金利上昇となり、株式市場で崩落がおこった。恐慌局面の経過はこうだった¹⁸⁾。

20年3月15日、東京株式市場の崩落。

4月7日、増田ビルブローカーの破綻とこれにともなう東西株式市場の崩落。

18) 大島清, 楫西光速, 加藤俊彦, 大内力『日本資本主義の没落I』東大出版会, 1960年, 38頁。詳しくは, 大島清『日本恐慌史論 下』東京大学出版会, 1955年, 107頁以下参照。

4月中旬、商品市場・株式市場の崩落。地方銀行に対する取り付けが起こり、政府・日銀の救済対策がはじまった。

5月24日、74銀行の破綻。取り付けは都市銀行にも及び、企業破綻が続出した。

6月以後米国と欧州の恐慌の影響で、日本の恐慌は深刻になり、年末にむかう。

恐慌局面のさなか、7月召集の第43回衆議院で政府の第二次原案が提案された。勤労者の社会運動が高揚するなか、高橋蔵相は、一方で、景気の自動調節作用にゆだねるわけにいかず、銀行恐慌の拡大阻止のため救済をおこなった。他方で、恐慌が深刻になるなか、経済界の反対を背景に、受取配当全額課税案反対論や改正延期論が出された。政府は原案の修正にせまられ、修正案を提出し、改正所得税法案の成立に努めた。

衆議院で修正案が成立し、ついで貴族院に回付され、さらに修正された上で、ようやく所得税法改正法が成立した。所得税改正法(法律第11号)は同年7月31日に公布された。

二面からの所得税法案の修正

野党議員は、院外の経済界の反対を背景に政府にせまった。

「反対運動ノ為ニ陳情シテ居ル者モ譚山(ママ)アル。曰ク大阪商業会議所、大阪株主仲買人組合、東京交換所長、日本工業倶楽部、名古屋商業会議所、生命保険協会、東京電気組合、日本電気組合、中央電気組合、九州電気組合、鉄道同志会、関西保険組合、此ノ如キ多数ノ代表者ガ袂ヲ連ネテ反対シテ居ル」¹⁹⁾といい、野党議員は、政府案の撤回、あるいは延期を要求した。

高橋蔵相は毅然として応えた。

「此場合ニ於テ種々ノ運動ガアリマス、又一面ニ於テハ此所得税改正法案ヲ大ニ賛成シテ、此デナケレバ往カヌト云フ主張者モ全国ニハ沢山アルノデアリマス。サウシテ政府ハ此所得税ガ実行セラレテモ、事実彼等ノ憂フルガ如ク財界ニ悪影響ヲ及ボストハ信ジテ居ラナイノデアリマス。此場合本案ヲ撤回スルトカ延期スルトカト云フコトハ、傍ニ国防ノ充実ノ必要ヲ認ムル以上ハ、断ジテ出来ナイコトト御答ヲ致シマス」¹⁹⁾

「国防のための税制改正」といえば野党がおとなしくなるのを、彼はよく知っていた。

配当課税や所得税の累進強化の賛成者は、院外の選挙権のない人々に多かった。だから院外の社会運動にも配慮し、改正の「根本方針」を曲げないように議会の通過を図った。

19) 「大正9年7月9日 所得税法改正法律案外5件委員会議録 第4回」(『帝国議会衆議院委員会議録 25』臨川書店、1984年)395頁。

日本の独立課税型の法人所得税 1920～49年(1)

法案が衆議院と貴族院で修正され、その修正過程は表2のように複雑になった。ただし、第3種所得税の税率の修正過程は、前掲の表1に示されている。

表2 議会における改正所得税法案の修正過程

第42議会		第43議会			1920年所得税法
政府第一次原案	政府修正案	政府第二次原案	衆議院修正案	貴族院修正案	
第1種所得税(法人所得課税)					
法人の超過所得					
資本金額に対し 8%超 10%以下 1%	2%	同左	同左		
10%超 20%以下 3%	4%	"	"	4%	同左
20%超 30%以下 6%	8%	"	"	10%	"
30%超 10%	15%	"	"	20%	"
法人の留保所得					
払込資本金額以下 7.5%	同半額以下 7.5%	同左	同左	資本金の半額以下 5%	同左
同額超 15%	同半額超 15%	"	"	同半額超 10%	"
(同額を超過する場合、留保 所得中その事業年度の所得 総額の20分の1以下の金額 7.5%)	同全額超 30%	"	"	同全額超 20%	(その事業年度の 所得総額の20分 の1以下の金額 5%)
法人の配当所得					
法人の清算所得 7.5%	同左	同左	同左	同左	同左
外国法人の所得 7.5%	同左	"	"	"	"
第2種所得税					
公債利子 2%(従前どおり)	同左	同左	同左	4%	同左
社債利子 3%(従前どおり)	同左	"	"	5%	"
銀行定期預金利子 3%	同左	"	"	5%	"
第3種所得税					
受取配当全額総合課税	配当の20%控除	同左	配当の30%控除	配当の40%控除	同左

(資料) 大蔵省主税局『所得税・法人税制度史草稿』(1955年)、大蔵省編纂『明治大正財政史』(第6巻、1957年)より作成。第3種の税率の修正過程は表2参照。

法案は二面から修正された。第一に、有産者を代表する議員には、配当全額課税案が急進的に思われ、政府はその緩和を図った。第二に、原案修正による税收減額を補填するために、法人配当課税の採用など法人所得税の仕組みが修正補強された。

修正案の内容 応能的性質の緩和と税收減の補填

配当控除率 40%へ修正 配当全額課税案に対する議員の反対理由はこうだった。増資会社

から、その株主に新株が割り当てられる際、株主は借入をすることもある。だから配当収入からその支払利子を費用として控除しなければ、株主の新株引受が妨げられ、増資による株式会社の発達が阻害される、というのであった。

蔵相は、提案当初、株主の支払利子の費用化に、次の理由で反対していた。

その費用化を認めれば株式投機をうながし、産業の堅実な発達をそこなう²⁰⁾。

その費用化には借入金を株式購入に充てた証拠が必要で、その実行が困難である²¹⁾。

こうした議論をへて、第42回議会の衆議院で、政府は株主受取配当収入の取得費用を認め、受取配当の20%相当額の配当概算控除案を提案した。概算控除だから証拠書類は不要だった。配当控除率20%は、配当の80%分に課税することを意味する。

議会の解散後、7月招集の第43回議会の衆議院で、政府は配当控除率20%案を第二次原案として提案した。恐慌のさなかでもあり配当課税反対がつよまり、与党政友会から配当控除率30%への引上案が提案された。公候爵等からなる貴族院議員は株主が多く、守旧的だった。貴族院は控除率を40%に上げた。こうして政府第一次原案(配当所得100%課税案) 第二次原案(80%課税案) 衆議院修正案(70%課税案) 貴族院修正案(60%課税)へと、配当課税が緩和され、貴族院案で確定された。

税収減の補填のための法人配当所得課税(衆議院・貴族院修正案) 受取配当100%課税案から60%課税に軽減され、所得税の減収が予定された。その穴の補填のため、法人が配当に充てた金額に課税することにし、その税率を衆議院案の4%から貴族院案の5%に修正し確定された。

法人の所得に課税する方針を採用しながら、株主の配当に源泉課税するかのように、法人が配当に充てた金額に課税することにした。苦渋にみちた細工だった。

超過所得課税の税率の修正 超過所得課税の税率は、第一次案(対資本金所得率8%に相当する額を超過する所得に対する税率1%、同じく10%超が3%、20%超が6%、30%超が10%)から、第二次案(8%超が税率2%、10%超が4%、20%超が8%、30%超が10%)に上げられたが、貴族院案(10%超が税率4%、20%超が10%、30%超が20%)で確定した(表2)。

20) 「第42回帝国議会衆議院 所得税法改正法律案外六件 委員会議録第2回」大正9年1月31日、
[「帝国議会衆議院委員会議録 24」臨川書店、1984年所収] 37頁)。

21) 利子控除の困難について神野勝行大蔵次官がいう。「果タシテ或ル事業ノ為ニ投資スルガ為ニ借リタ
ノカ或ハ株券ナリヲ買フガ為ニ借金ヲシタノカ、随分区別ニ困難ナル場合ガ沢山アルダラウト考エマ
ス」(「第42回帝国議会衆議院 所得税法改正法律案外六件 委員会議録第5回」大正9年2月4日、
上記書、90頁)。

日本の独立課税型の法人所得税 1920～49年(1)

貴族院案では、対資本金所得比率が10%以下に相当する所得を非課税とした。ただし対資本金所得比率20%超や30%超の超過所得に適用する税率が引上げられた。それでもその影響は、既設の上場大会社では少なかったと思われる。その会社は積立金が累積し資本金が大きく、対資本金所得比率が20%や30%になるのは稀だったからだ。公爵男爵らの貴族院議員は心配無用だったであろう。彼らの持株は既設の大会社の株だったからだ。

留保所得課税の軽減 留保所得税の税率は政府第二次原案で引上げられたが、貴族院で、第二次案や第一次案よりも徹底して軽減された(表3)。

表3 留保所得課税案の修正過程

提 案	課税所得		税率 (%)
政府第一次案	留保所得額が払込資本金相当額以下		7.5
	同上額が払込資本金全額相当額超過		15
政府第二次案	留保所得額が払込資本金額の半額相当額以下		7.5
	同上額が払込資本金額の半額相当額を超過		15
	同上額が払込資本金全額相当額を超過		30
貴族院修正案 (確定)	留保所得額が資本金額の半額以下		5
	同上額が資本金額の半額相当額を超過		10
	同上額が資本金全額相当額を超過		20

(資料) 大蔵省編纂『明治大正財政史』(第6巻, 1957年)より作成。

貴族院案では、超過所得を決める基準を、所得の対「払込資本金」比率から所得の対「資本金(払込資本金と積立金の合計)」比率に変更した。このため積立金を累積する会社ほど、留保所得に対する適用税率が低下し、その税額は軽減されることになった。大戦景気のなかで積立金を急増してきた既設会社は、貴族院案で留保所得税負担額が軽減された。

第3種所得税の税率軽減 第3種所得税の税率は軽減された。税率は、第42議会と第43議会の衆議院修正案における引き下げをへて、貴族院で承認され確定された。政府第一次原案の税率、所得800円以下の1%～800万円超50%から、確定された税率は800円以下0.5%～400万円超36%に軽減された(表2)。

第2種所得税では、貴族院で(ア)公債利子の税率2%を4%に、(イ)その他の利子(社債、定期預金利子)の税率の3%を5%に引上げた(表2)。

第一次案による税制改正の効果 表4から、税制改正案の変更で税収見込(1920年度、平年度)が大きく変わったことがわかる。

(1) 政府第一次原案は、所得税総計の増収を約50%増と見込んだ。

(2) 最も増収に寄与する税は第3種所得税で、その寄与率の見込みは70%だった。これは20年度の経済成長と配当全額課税の効果を見込んだためであろう。ついで、注目されるのは、第1種所得税(法人所得税)が約25%増の増収を見込んだことだ。経済成長と法人超過所得税・留保所得税の効果を高く見込んだからであろう(表4)。

表4 所得税法改正法案別の税収見込の推移(1920年度, 平年度)

(単位: 1000円, %)

税 種	第42議会		第43議会			増 減					
	現行税制(A)	政府第一次原案(B)	政府第二次原案	衆議院修正案	貴族院修正案(C)	B-A			C-B		
						実 額	増減率%	寄与率%	実 額	増減率%	寄与率%
超過所得	—	50,741	68,223	68,223	86,450	—	—	—	35,709	70.4	7001.8
留保所得	—	42,386	56,242	56,242	37,494	—	—	—	▲4,892	▲11.5	▲959.2
配当所得	—	—	—	23,283	29,104	—	—	—	—	—	—
その他	—	1,612	1,495	1,495	1,495	—	—	—	▲117	▲7.3	▲22.9
第1種合計	79,061	98,740	125,961	149,244	154,546	19,679	24.9	25.2	55,806	56.5	10942.4
公債利子	504	504	504	504	1,009	0	0	0	505	100.2	99.0
社債利子	692	692	692	692	1,154	0	0	0	462	66.8	90.6
定期預金利子	—	5,936	5,936	5,936	9,893	—	—	—	3,957	66.7	775.9
その他	—	83	83	83	83	—	—	—	0	0	0
第2種合計	1,197	7,217	7,217	7,217	12,141	6,020	502.9	7.7	4,924	68.2	965.5
第3種合計	79,391	135,811	104,747	81,163	70,572	56,420	71.1	72.2	▲65,239	▲52.0	1,27.2
総 計	159,650	237,769	237,925	237,625	237,259	78,119	48.9	100.0	510	▲0.2	100.0

(資料) 大蔵省編纂『明治大正財政史』(第6巻, 1957年), 第42議会は1091~1092頁, 第43議会は1103頁。

(注) 1000円以下は切捨てているので, 税収見込額の合計と総計は一致しない。「配当所得」は法人配当所得, 「その他」は清算所得と外国法人の所得の合計。「貴族院修正案」は所得税法とし確定。

その後の修正案で税収見込が変更された。確定された税法による見込総計は、第一次原案に比べ大差がないが、第3種所得税の税収見込は半減した(表4)。受取配当100%課税案から60%課税へ変更されたうえ、第3種所得税の税率が引下げられたためであろう。

受取配当課税の軽減による税収の穴を、法人配当所得税の採用による増収で埋めることを見込んだ。第43議会の衆議院で法人配当所得税の税率を4%とし、2300万余円の税収増を見込み、貴族院で税率を5%とし2900万余円の税収増を見込んだ(表4)。

超過所得税は税率を引上げ、第1次案に比べ最終的には3500万余円の増収を見込んだ(表4)。20年恐慌があり、税収に大きな見込み違いが生じたことは、あとで述べる。

まとめ 要するに、受取配当総合課税、留保所得課税、法人超過所得課税を柱とし、政府案が提出されたあと衆議院と貴族院で修正された。その内容の流れは二つあった。

第一の流れは、所得税の応能化の急進性の緩和だった。受取配当全額課税案は貴族院で60

%課税に修正され確定され、配当課税は大きく軽減された(第3種)。さらに貴族院による留保所得税の税率引き下げも大きかった。

第二の流れは、受取配当課税の軽減による税収減の補填だった。第1種(法人所得税)では、法人配当所得税が衆議院で導入され、貴族院でその税率が上げられた。超過所得税の税率も変更された。第2種では公社債・定期預金の利子課税の税率が上げられた。

所得税法の立法過程で貴族院が株主と会社の利益をつよく擁護したのは、その主たる議員に爵位があり富裕な株主が多く、かつ貴族院が衆議院に劣らぬ権限があったからであろう。

3 その性格と仕組み 独立課税型の法人所得税

(1) 1920年法人所得課税概観

繰り返しがあるが、確定した1920年法人所得税制を、政府側の趣意に沿い、概観しておく。そのあとで税制の論拠と弱点を述べる。

超過所得課税 法人は「独立固有ノ納税主体」であり、法人自身に税負担能力がある。その税負担能力は、資本金額(払込資本金額と積立金の合計)に対する法人所得額の比率に現れる。だから、資本金額に一定率(r)を乗じた額に相当する額を、法人所得額から控除して超過所得とし、これに4～20%の超過累進税率を、次のように適用する。

$$\text{超過所得額} = \text{法人所得額} - (\text{資本金額} \times r)$$

$$\text{超過所得税額} = \text{超過所得額} \times \text{超過累進税率}$$

超過累進税率は次のとおりである。

(ア) 資本金の10%の額に相当する額を超過する所得額	4%
(イ) 同20%の額に相当する額を超過する所得額	10%
(ウ) 同30%の額に相当する額を超過する所得額	20%

法人留保所得課税 株主は配当を受取り、他の個人所得と総合され、累進税率で課税される(第3種所得税)。会社のなかには配当せずに留保する会社もある。もし、その会社の留保所得を非課税にすれば、配当会社と留保会社との間で税負担に不公平が生ずる。

そこで会社は株主の配当所得税を回避しようとして、配当せず、利益を社内に留保しようとする。政府はこの税回避を予防するため、税負担が均衡するように、法人の留保所得に課税する。このため法人が過度に留保するほど税負担が重くなるように、次のように5～20%の税率で留保所得に課税する。

- (ア) 資本金額の半額以下の額に相当する留保所得 5%
- (イ) 資本金額の半額に相当する額を超過する留保所得 10%
- (ウ) 資本金全額に相当する額を超過する留保所得 20%

法人配当所得課税 ここでいう法人配当所得は、法人が法人所得のうち配当（あるいは剰余金）の分配に充てる部分である。これに5%の税率で課税する。株主の受取配当からその40%を控除するように修正する結果、国庫の所得税収入額が減少するので、この補填のため、法人配当所得に課税する。

清算所得課税 法人が解散、あるいは合併した場合に、清算所得が生ずる。これを法人の所得とし、7.5%の税率で課税する。

以上が法人所得税の概要である。各種の法人所得に対する税率は表5のとおりである。

表5 各種の法人所得に適用する税率（1920～22年）

超過所得	対資本金額10%に相当する額を超える所得	・ ・ 4%
	対資本金額20%に相当する額を超える所得	・ ・ 10%
	対資本金額30%に相当する額を超える所得	・ ・ 20%
留保所得	・ ・ ・ ・ ・	5～20%
配当所得	・ ・ ・ ・ ・	5%
清算所得	・ ・ ・ ・ ・	7.5%

(資料) 大蔵省主税局『内国税の税率及び納期に関する沿革適用』(昭和24年1月調)。

(2) 超過所得課税の論拠とその弱点

超過所得課税の論拠

会社支配の変化と独立課税型の法人所得税観 法人の所得の源泉は株式会社の利潤である。会社の利潤に対する支配の変化を考えると、法人超過所得税の根拠が明らかになる。

念のため繰り返し、株式会社の支配の変化に即して、法人所得税観の変化を説明する。ただし、前稿で述べたので実証的部分を省く。法人所得税は明治32(1889)年に導入された。私見によれば明治中期に株式会社を設立する際、資本蓄積が乏しいなかで資本を集中するため、均等的な出資が求められ、その均等的出資者が会社を共同支配する傾向があった。だから、当初では、法人が会社それ自体を支配するという見方は、普及しなかった。株式会社の資本は結合資本であり、個々の株主の私的所有は否定され法人が所有するが、明治中期の株式会社は中間的であり、均等的株主がその会社を共同的に支配しており、法人とはいえず、株主の集合体だっ

た。だから会社資本の利潤は株主に帰属するという思考習慣が存在していた。

したがって、法人所得税の導入の際、法人所得税は株主に帰属する所得に課税するものであり、株主の所得の源泉で課税するとした。したがって、株主に帰属する所得に源泉課税した上で、株主の受取配当に課税するのは重複課税になるといい、受取配当を非課税にした。こうした所得税源泉課税型の法人所得税は、大戦後の1919年まで続いた。

ところが株式会社に對する支配関係は重なる増資とともに変わった。優勢な株式会社では、株主による会社支配は、大株主の専一的な支配、あるいは経営者支配に変わった。その結果、法人所得は株主に帰属するという、従来の思考習慣が薄弱になり、法人所得の所有主体は法人それ自身とみるようになった。ここでは、株主個人と法人とは別人であり、法人所得は法人が所有すると、考えるようになった。

したがって、法人所得税は、法人の所有する所得に課税され、法人が納税する、とみるようになった。これが独立課税型の法人所得税観である。

これによれば、株主個人と法人とは別人だから、両者それぞれに課税しても、それは所有主体の異なる所得に対する課税であり、重複課税ではない。だから個人も法人も、税負担能力の多寡に応じ、累進税を課すことができると考えるようになった。

1920年に、法人は株式会社の所有主体だという法人観を徹底したのは中村継男だった。

「現今の法人の企業は、該法人自体の企業にして、其の組成分子たる出資者の共同企業にはあらざるなり。別言すれば法人は其の経営する企業の企業主体にして出資者は只其の資本抛出者たるに止まるものとす。出資者が法人企業に対し資本を抛出する所以のものは財産の利用方法として資金を融通するに止り、自己が其の企業主体たらんとするが為にはあらずして、其の抛出資金に対する配当を得んことを目的とするものなること恰も資金の利殖運用の方法として銀行預金をなす場合と異ならず」²²⁾

会社の主体は法人であり出資者ではない。その出資者は配当を求めて出資しており、企業の主体でないのは、銀行預金者と同じだと、中村は言い切った。

しかし中村の主張は簡単すぎる。実質的には、多くの株主は会社の支配者ではなくなっていたが、正確には、株主は支配証券の所有者であるという形式は残ったからだ。

株式会社の法人化 法人は所有主体であり、税負担能力があるから、個人所得同様に、法人所得に超過累進税を課税できるようになった。

高橋蔵相は、法人超過所得課税について今泉嘉一郎議員から質問された。

22) 中村継男『改正法人所得税法詳解』東京税務二課会、1920年、12～13頁。下線は引用者のもの。

「既ニ第三種所得稅ニ於テ、個人ニ法人ノ利得ト云フモノヲ綜合シテソレニ累進率ヲ課スル以上八、法人ノ方ニハ消化(超過? 引用者)所得ニ依ル累進率ト云フモノハ必要ガナカラウテハナイカ」²³⁾と。

今泉によれば、法人は株主で構成され、その利益は究極に構成株主へ配当され、総合累進課税されるから、法人の超過利益にあえて累進課税するには及ばない。そんなことをすれば経営者の経営意欲が殺られるという。これに対する高橋の答は簡単だった。

「法人ト云ウモノノ人格デアル、其所得ガアレバ所得ニ課税スルハ当然ナリト云フ議論ガ起ッテ来ル」²³⁾と。

高橋は、法人も個人も独立した人格で、両者それぞれの所得に累進課税できるという。だが、これは法人実在説という法学者の観念の借用で、会社は株主のものとする法人擬制説という観念を抱く今泉を説得できない。実在する経済関係から説明すべきであろう。

私見によれば、上場大会社では、増資を重ね、株主数が急増すると、株主が会社を支配するという関係は後退した。これが諸事実にあらわれた。株主だから経営者になるのではなく、大株主でなくても経営者になり得るようになった。多くの株主は配当を目当てに株を保有するだけの存在に変わった。経営者は、会社に利益があっても、株主の配当請求に容易に応じない。増資に必要な限度内で利益を配当するにとどめ、積立金を増やす傾向がでてきた。

こうしては、株主が諸株主を代表して経営するのではなく、経営者が、株主個人を超え、法人を代表し、会社を支配する関係に変わった。会社の法人化が進行したのである。

だから会社の利潤は、株主個人から独立し、法人の所得になり、法人の所得に課税され、法人の負担能力に応じて累進課税が可能だ、とみるようになった。

高橋に続いて政府委員の資本(松本重威の誤記か?)はいう。

「一定ノ資本ヲ利用シテ其利益ニ依テ生ズル所得ニ課スルト云フコトデアリマス、・・・法人ガ一定ノ資本ニ依テ一定ノ利得ヲスル、其モノニ一割二割ト段々等級ガアリマスガ、其割合ガオオケレバ多イ程其所得ガ多イ、所得ノ多イ所ニ所得稅ヲ多く課ケルト云フコトハ已ムヲ得ナイ事デアリマス、負担能力ノ多イ所ニ負担ヲ余計課ケルト云フコトハ論ヲ待タヌノデアリマス」²³⁾

要するに、法人は個人同様に、法人の所得に負担能力に応じて累進課税できる。資本金に対する所得の比率が高い法人ほど、税負担能力が高いから、その一定の比率を超過する所得に超

23) 「第43回帝国議会衆議院 所得税法改正法律案外5件委員会議録 第4回 大正9年7月9日」(『帝国議会衆議院委員会議録 25』臨川書店、1984年所収、402頁)下線は引用者のもの。

過累進税率で課税する、ということになった。

法人の税負担能力の測定基準 絶対基準か相対基準か— 問題は税負担能力をどのような基準で測定し、どのように法人所得に超過累進課税をするかだった。1920年税制では、法人の税負担能力を、資本金に対する所得額の比率という相対基準で測った。少し長いが、この結論に至った論理を推察してみよう。

個人所得と同様に、法人の所得という絶対額の多寡は、法人の税負担能力を表すのか。1920年法人超過所得税は、これを否定した。

たとえば、資本金と利益が異なる、A法人B法人があるとする(20年税制では、「受取配当益金算入」だったから、法人所得額と利益額は等しかった)。A法人の資本金が1000万円で、利益が10万円とすれば、資本金利益率は1%にすぎない。B法人の資本金が10万円で、利益が5万円とすれば、資本利益率は50%もある。

この場合、A法人の所得の絶対額がB法人のそれに比べ2倍だからといい、A法人の税負担能力を2倍とみ、利益率1%のA法人に、高い税率で課税するのが公平なのか。

利益率1%であれば、配当は容易でなく、増資可能とはいえない。内部留保も容易でない。ここで、所得の絶対額が大きいかからといい、高率の課税をすれば、拡大再生産に支障をきたす。これでは、税負担能力が優るとはいえないだろう。

B法人は利益率が50%だから配当可能で、上場会社であれば増資可能である。利益を留保し、積立金も増やせる。このB法人に高率課税しても、拡大再生産に支障をきたさない。税負担能力が優れ、A法人より高い税率を適用しても支障がない。

こう考えて、法人の税負担能力の測定基準に、法人所得そのものという絶対額基準ではなく、資本金利益率という相対基準を採用したと思われる。

ドイツ：相対基準を採用 1920年に、日本とドイツは同種の法人超過所得税を採用した。

ドイツのプロイセン邦国では、これに先立って1891年の所得税改革で、法人所得税を導入した。その際、個人も法人も、所得という絶対額を基準に、同一の軽度の累進税率を適用した。法人所得に課税した上で、株主受取配当に課税した。その際、株式会社の所得から資本金の3.5%相当の金額を控除した²⁴⁾。両所得に課税するのは株主にとって二重課税になるとし、こ

24) プロイセンの所得税改革は、大島通義「1891-3年のプロイセン税制改革」(『三田学会雑誌』第52巻第7号)41頁以下。Preussisches Einkommensteuergesetz vom 24 Juni 1891 nebst Anweisung desselben, *Finanz Archiv*, 8 Jahrig., 1891, S.811～931.

プロイセン邦議会に新しく法人所得税が提案されると、いわゆる法人擬制説に立つ反論が生じた。株式会社の利潤は株主に配当されて所得税が課税されるから、法人所得に課税するのは二重課税だ、というのだった。これにいわゆる実在説の反論があり、法人と株主は別人として所得を得るから法人

の税負担を調整したから、この法人所得税は所得税の源泉課税型といってよい。この型に落ち着いたのは、1891年では、株式会社の法人化が不十分で、法人所得を株主に帰属する所得とする思考習慣が残存したからであろう。

20世紀にはじめて独立課税型の法人所得税を構想し、そのなかに超過所得課税を採用したのが、1908年「プロイセン会社税法草案」だった。問題は、何を基準にその税率を決定するかだった。「草案」は、法人所得という絶対額ではなく、会社の基礎資本金に対する所得の比率という相対基準を採用した²⁵⁾。その比率で規定される超過累進税率を超過所得に適用した。だが1908年「草案」は実現されなかった。

中村継男の説明 相対基準を採用 中村は『改正法人所得税法詳解』（1920年）で超過所得課税の理由とその税率の基準について述べている。

「超過所得に対する課税の理由を按するに、元来法人は自然人と異なり、固有の資本を有するものであらざるを以て、事業経営上の資金はかならずや之を出資者に仰がざるべからず。而して出資者は、其の出資に対し、少なくとも一般利廻歩合に相当する利益を獲得するにあらざれば、出資に応ぜざるべきを以て、法人の資本に対する一定歩合以下の利益に対しては、力めて課税を寛にし事業資金の集積を助けざる可らず。反之其の所得中資本に対する一定歩合の金額を超過する利益は、担税力強大なるを以て、第三種所得に於て大所得に於て大所得者に対する累進税率を設けたると同一主旨に依り強度の累進税率を設け、課税を遂げざれば負担の衡平を期し難し、之れ税法改正に際し特に超過所得の目を設け、法人の各事業年度の所得が、資本金額に対し年百分の十の割合を以て算用したる金額を超過するときは、其の超過額に対して課税を為すの新制度を設けたる所以なり」²⁶⁾。

中村の『詳解』によれば、個人企業は単一の個人の資本に依存し、資本規模の拡大はその利

に課税するのは当然だとした。この結果、両者の妥協により邦所得税が取りまとめられ、株式資本の3.5%に相当する額を控除し二重課税を緩和した。これは、株主がその資本を通常の債権として運用すれば得られる利子率を3.5%と見積もり、その利子分だけ二重課税を回避するとの考えからであった（鏡淵宏「プロイセンにおけるミーケルの税制改革についての一考察」（『東経大論叢』第4号、東京経済大学大学院経済学研究科研究会、8～9頁参照）。

確定した所得税法は法人所得税と株主受取配当課税を二重課税とし、これを緩和あるいは調整したから、この法人所得税は所得税源泉課税型といっている。19世紀の90年代初頭では、株式会社の発展段階に基づいて法人は出資者で構成され、法人所得は出資者に帰属する所得だという思考習慣が普及していた。

25) 杉田憲道「ドイツにおける税務会計の史的展開 1920年の法人税法の導入に関連して」（『熊本学園商学論集』第6巻第1号、1999年）17頁参照。原資料は、Begründung zum Entwurf eines Körperschaftsteuergesetzes, in: Drucksachen der Nationalversammlung 1920, Nr. 1976, S. 12.

26) 中村、上記書、35～36頁。下線は引用者のもの。

潤の資本への転化のみによる。株式会社では、資本金利益率が高率なほど、内部留保ができるのみならず、株式を発行し資本を大量に調達できる。このことが、この法人企業の資本調達力を格段に強める。

彼によれば、普通の資本金利益率を超える利益(超過所得)が高額なほど、会社の資本調達力が強大であり、税負担能力が高い。だから税負担の公平のために、資本金に対する所得の比率を基準にし、普通の比率を超過する所得に超過累進税率で課税する²⁷⁾。要するに、法人の税負担能力を測定するために、資本金に対する所得の比率という相対基準を採用し、これを基準に超過税率を決めるといふ。ここでいう資本金は払込資本金と積立金の合計である。

中村は、ここで一切の法人企業を上場株式会社と前提し、「所得中資本に対する一定歩合の金額を超過する利益は、担税力強大なる」と認識し、一切の法人に対する超過所得税の論拠としている。これに対するわたくしの疑問は「法人超過所得税の弱点」でのべる。

独日も20年に独立課税型法人所得税を採用 ドイツの1920年の「法人税法草案理由書」は、個人企業を超える、発展した株式会社の経済的利点をこう述べている。出資者個人から独立し、法人が会社の主体になり、法人の所得は法人自身の所得となっていること、株式発行が可能なこと等々。この利点に、個人所得税とは別に法人税(Körperschaftsteuer)を創設する根拠があると力説している²⁸⁾。ドイツの独立課税型法人税の創設の根拠は、日本の20年

27) 大蔵省編纂『明治大正財政史』は、法人超過所得課税の理由を「法人特殊の有利なる地位」に求めている。「法人は法律上独立の人格者たるのみならず、其の企業所得は畢竟するに、資本合同の組織に因る法人特殊の有利なる地位に基き獲得するものなるを以て、其の資本金額に対し普通の利廻以上の所得を有するときは、之に相当の負担を課するを当然と認めしに因るものなり」(大蔵省編纂『明治大正財政史』第6巻、経済往来社、1957年、1084頁)。法人企業に個人企業で得られぬ利点があるのを根拠に、法人超過所得税を創設したという。ドイツ「法人税法草案理由書」と同様である(次の注28参照)。

28) 1920年のドイツの「法人税法草案理由書」(Begründung zum Entwurf eines Körperschaftsteuergesetzes, in: Drucksachen der Nationalversammlung 1920, Nr. 1976.)における法人税根拠論の要点を、長いが、まとめておく。同書の内容も文章表現も難解なので、わたし自身の文章を補足挿入し、その論理の骨格を説明する(注25の杉田憲道氏の労作を参考にしたが、訳文と論旨は必ずしも同一ではない)。

1. 法人自身の所得に独立課税する 最近では、「会社は、自然人の経済活動の単なる補助形態を超えてますます成長している。それどころか、会社が自身の課題と目的を設定し、その目的追求の際、当初の会社の設立根拠を超えて拡大し、部分的には会社に参加する自然人に対立している」(上記ドイツ文獻, S. 15)。会社は株主から自立し、法人が会社の主体になっている。

したがって、法人所得の支配関係からみて、法人自身が所得の所有主体であり、法人所得税の納税主体である。法人所得は株主から離れ、法人自身の所得となり、法人所得は独立課税される。こうして会社の支配関係の発展は、法人所得税を法人所得への独立課税に変える。「個々人の目的からの、こうした経済の自立は、独立課税のもう一つの根拠である」(S. 15)。

2. 法人企業は個人企業で得られぬ経済的利点を獲得する 拡大された資本で、株式会社は設備投資をし、生産・流通のコストを削減するとともに新製品を生産する。さらに株式会社は生産の集中度を高め、その取引力を強化し製品価格を安定する。諸会社の株式を保有し、諸会社を金融的に組織し、

法人所得税制の根拠にもなっている。

ドイツも日本も、先進英国の株式会社と法人所得税の発展の過程が異なっていた。

英国の株式会社はパートナーシップや個人企業から徐々に発展した。だから英国では、株式会社は法人でありながら、長い間、出資者個人の構成体と意識され、所得税源泉課税型の法人所得税が存続した。

ドイツも日本も、英国に比べて資本蓄積がおくれた。このため、資本を集中する企業形態である株式会社の採用を急ぎ、これを急速に発展させた。だから、株主が出資し共同で支配する初期の株式会社の存続は短く、株主から独立して法人が支配する、発展した株式会社が急速に普及した。したがって、独日両国では、所得税源泉課税型の法人所得税の時期は短く、早くも、1920年に独立課税型の法人所得税を採用した。

ドイツでは、法人所得税を二本立てにした。1920年「法人税法草案」は、所得に10%の比例税率で課税する。そのほかに、付加税として、資産（純資産）に対する法人所得の比率を基準に、所得に超過累進税率を適用した（これに先立つ1908年「プロイセン会社税法草案」では、基礎資本金に対する法人所得の比率を採用）。

法人超過所得税の税率を規定する基準を、日本もドイツも、法人所得という絶対量に求めず、資本金に対する所得の相対比率を基準にした。

実際には、ドイツ議会で修正され確定した法人税法では、付加税は基本資本金に対する法人所得額の比率（利益率）を基準に超過累進税率を決め、これを、法人所得ではなく、法人の利

取引力強化と製品価格の安定に寄与する。こうして株式会社の「資本集積が経済的効率性も向上させる」（S. 15）。こうした法人独特の利点は、個人所得とは別に法人所得に課税する根拠である。

3. 個人経営者の競争力維持のための課税による調整の必要 「営利会社は私的な個人経営者に対し、きわめて強力な競争者に発展した」（15頁）。その会社は個人経営者を圧倒する。社会的調整がなければ、競争で強者が弱者を駆逐するから、「個人経営者の競争能力を維持するために、課税領域における調整が無条件に要求される」（S. 15）。個人経営者に対する税を軽減し、両者に対する課税を調整する必要がある。

この場合、二重課税の緩和と称し法人所得税を軽減してきたのをやめる。法人とその株主とは主体が異なり、同一主体が二度課税される意味での二重課税は存在しないからだ。「もし会社所得を免税にすれば、会社の資本集積の優位をさらに増すであろう」（S. 15）。これは個人に消費課税を負担させることよりも重大になろう。

4. 法人の税負担能力は対資本金の所得比率で計測され、これを基準に累進税率を決める 会社は個人企業の限界を超えて資本を集積し、「経済的効率性」あるいは「競争力」があり、税負担能力がある。問題はその会社の税負担能力を測る基準である。

1908年プロイセン会社税法草案は、税率を規定する基準を、法人所得の絶対額から切り離し、それに替わって基本資本（払込資本金）に対する所得の比率に置いた（S. 12）。その比率で規定する超過累進税率を法人所得に適用する構想だった。これは実現しなかったが、1920年法人税法草案がこの精神を引き継ぎ、純資産に対する所得の比率で超過税率を規定し、これを法人所得に適用する。これを議案に提案した。

益配当所得に適用した²⁹⁾。

米国のルーズベルト大統領は、1935年教書で独立課税型の法人所得税を提案した。そのなかに法人超過所得課税を含んでいた。日独と違い、その税率を決める基準は法人所得という絶対額だった³⁰⁾。そのため日独のそれと異なり、あとで述べる超過所得課税の弱点は表面化しなかった。この税制は1935年歳入法として実現された。要するに、アメリカでは、法人所得という絶対額基準の税率を採用し、独立課税型の法人所得税が維持されてきた。

戦時利得税ではない 念のためにいえば、戦時の法人利得税は所得税の源泉課税ではないが、法人超過所得税は戦時利得税を発展継承したものではない。

第一次大戦当時では、所得とはその源泉をそこなわず、反復して得られる貨幣であると規定されていた。だから戦時の、一時的臨時的に得られる特別な利益を、戦時所得といわず、戦時利得とよんだ。戦時利得税法では、第一次大戦前2年以内の平均所得に対し戦時の所得が20%超過した額を戦時利得と規定し比例税率で課税した(法人が20%、個人が15%)。個人の場合、課税最低限を3000円とした。1918年から実施し1919年に廃止した。

法人超過所得税は恒久税で、一時的な臨時税ではない。新段階の法人所得税の柱として新設された。神野勝之助政府委員(大蔵次官)は次のように明言していた。

「此政府案ニ謂フ所ノ超過利得ト云フモノハ、戦時タルト平時タルトヲ問ハズ、或ル利益歩合ヲ超エテ尚ホ利益トシテ所得シタルモノガアレバ、之ヲ課ケアウト云フノデアリマスカラ、ソコハ戦時利得税トハ矢張觀念ガ違フノデアリマス」³¹⁾。

超過所得課税の弱点 上場会社と非上場会社

日本の法人超過所得税は精緻に考えられたようにみえるが、実際には難点がある。

経済学でいう「原理論」は、一切の企業として等質的な個人企業を想定してきた。そこでは

29) 杉田、前掲論文、22頁以下。野津高次郎『独逸税制発達史』有芳社、1948年、470～471頁。

30) 米国のルーズベルト大統領は、1935年教書で法人所得税の改正をについて勧告した。「われわれは個人所得、相続および贈与に累進税の原則を確立してきた。われわれは同じ原則を法人に適用すべきである」といい、現行の10.75%の均一税率の法人所得税を改正し、法人の所得額に応じて最低10.5%から最高16.75%の税率を適用することを勧告した(House of Representatives, the Committee on Way and Means, "Proposed Taxation of Individual and Corporate Incomes, Inheritances, and Gifts", 74th Cong. 1st Sess., July 8, 1935, B. Reams(ed.), *Internal Revenue Acts of the United States 1909-1950 Legislative Histories, Laws, and Administrative Documents*, vol.12, 1979, p.3.)。

米国の法人所得累進課税は、畠山武道「アメリカの於ける法人税の発達(二)」(『北大法学論集』第26巻第2号、1975年)164頁以下参照。

31) 「第42回帝国議会衆議院 所得税法改正法律案外六件 委員会議録第2回」大正9年2月5日、[『帝国議会衆議院委員会議録 24』臨川書店、1984年所収]108頁)。

個別企業の利潤率は資本効率をあらわすとされ、これを基準に投資をするとしてきた。1920年の所得税法は、これに似ていて、一切の法人企業は等質的な法人企業からなり、会社の資本金利益率は税負担能力をあらわすと想定した。

現実の日本の経済社会は、この想定から乖離している。法人企業には、上場株式会社のみならず、非上場株式会社、合名会社、合資会社がある。これらの法人企業は資本の拡大可能性が大きく異なり、等質的でない。諸条件が異なる法人企業の税負担能力を、資本金利益率だけで比較できるのか。こうした疑問がある。

利益をあげた非上場小会社は高利益率 非上場会社は、その株式を証券市場で取引されないから、概して払込資本金が小規模で、しかも新設間もない会社であれば、積立金がない。だから資本金が過少であり、借入資本に依存する。

こういう非上場小会社は簡単に創立され、群生する会社が過度競争をおこない、欠損会社の割合が高い。欠損額が少額でも資本金額が過少だから、欠損率は高く、倒産率が高い。

それでも非上場小会社のうち利益をあげた会社だけを見れば、資本金が過少だから利益率が高く現れる³²⁾。全利益会社のうち、利益率30%、40%の会社を取り出せば、非上場小会社が多いことになる。

利益をあげても非上場小会社は税負担能力が低い 税負担能力はどうなるか。高利益の非上場小会社でも、借入資本が多い。資本金過少のため、使用する店舗、工場、事務所、土地、設備など生産手段を賃借することが多く、他人資本に依存する。だから支払を絶えず求められる。ところが、自己資本が過少で、準備資産に乏しい。租税債務を含む債務に追われ、支払に四苦八

32) 米国では1931年～36年の6年間平均の、株式会社の資産規模別資本金利益率を示す包括的統計がある(表6)。利益率は、支払利子を除き、普通株・優先株に積立金を加えた資本に対する利益の比率であり、本稿でいう資本金利益率に等しい。(1) 製造業の利益率は大会社ほど高く、小会社は減益率が高い。(2) 利益会社(法人所得税課税会社)だけをとれば、小会社ほどが高利益率である。欠損会社だけをとれば、小会社ほど欠損率が高い。利益会社では最小会社の利益率は最高だが、欠損会社では欠損率は最高になる。小会社は損失がひんばんで損失率が高く、倒産率が高い(Joseph Steindle, *Small and Big Business, Economic Problems of the Size of Firms*, 1945, p. 6, p. 40, p. 7ff., 『小企業と大企業』1956年、巖松堂書店、14頁、17頁以下)。

表6 アメリカの株式会社の総資産規模別利益率(製造業、1931～36年の平均) (%)

総資産規模	全会社	利益会社	欠損会社
5万ドル未満	-17.2	11.1	-33.5
10	-5.2	9.4	-16.5
25	-2.4	9.4	-13.0
50	-0.3	9.4	-9.7
100	0.8	9.5	-9.3
500	1.6	8.8	-7.3
2,000	2.5	9.3	-6.0
5,000	2.5	8.2	-5.4
5,000万ドル以上	3.6	7.1	-2.0

(資料) Joseph Steindle, *Small and Big Business*, 1945, p. 40. ジョセフ・スタインドル 『小企業と大企業』 米田清貴・加藤誠訳, 1956年, 87～89頁。

苦する。支払不能で、倒産率が最も高いのは、この種の非上場小会社である。「黒字倒産」といい、利益を計上しても、倒産に追いやられることがある。

こういうわけで、非上場小会社の場合、高利益率だからといって、税債務を含む支払能力があるとはいえない。このことをよく知っている銀行は、高利益率だからといって、この種の会社に金を貸さない。だから、その会社は高利貸の餌食になる。

上場会社の豊富な資本と低い利益率 上場大会社では、その株式は市場で取引されるから、株式発行が容易で払込資本金が巨額である。しかも、既設の上場大会社の場合、年々の利益を留保し累積し、積立金が多額で資本金が巨額であり、資本金利益率は低く現れる。新設の非上場小会社では、その逆になる。

1920年に衆議院で改正所得税法案を審議した際に、与党の政友会の三土忠造議員(高橋是清内閣で、1921年11月24日～22年6月12日に書記官長を務めた)は、既設の会社ほど積立金が多く、資本金が大きいことを指摘した。彼は既設会社の代表例を三井系の鐘淵紡績(1887年設立)と三菱系の日本郵船(1885年設立)に求めた。払込資本金を100とすれば、積立金は鐘淵紡績が125、日本郵船が219にのぼった。前世紀から大戦景気をへて積立金を累積した大会社は、資本金が巨額だったから、資本金利益率は低く現れ、超過所得税を免れた。このように税法は「寛大」だと彼はいい³³⁾、この超過所得税案の承認を議員に求めたほどだった。

上場大会社の安定した利益率 上場大会社は、大資本を用いて生産性を向上し、生産費・流通費を引下げて利益をあげるが、償却費、原燃料費などの諸費用が増え、利益の増加にブレーキがかかるから、その利益が飛びぬけて高くなるわけではない。独占的取引量で価格を維持し利益を安定的に引上げるが、利益を上げるほど、その業種に他企業が参入し、その利益は不安定になるので、価格と利益の引き上げが抑制される面もある。さらに利益が増えても、資本金が高額になるから、資本金利益率の上昇が抑えられ面もある。

こうして、資本金が巨額である上場大会社は、資本金利益率は抑制的あるいは安定的になり、30%、40%というような高さにはなることはすくない。むしろ一時的に、異常な高率を示すのは、過小資本の非上場小会社である。

33) 鐘淵紡績は払込資本金1,580万円、積立金1,970万円、日本郵船は払込資本金5,800万円、12,700万円だった(「大正9年2月11日衆議院衆議院議事速記録第十号 所得税法改正法律案外六件 第一読会ノ続」(『帝国議会衆議院議事速記録 36』東大出版会、1984年、161頁参照)。三土忠造議員は述べている。「新設会社ニトリマシテハ、八分(政府第一次案によれば、資本金額の8%を超過する所得に課税される。法律では10%に変わった。引用者)ト云フコトハ、誠ニ低ク過グルヤウニ思ヒマスルケレドモ、既設ノ会社 随分積立金ヲ持ッテ居ル会社ニ対シマシテハ、余程八分デハ寛大デアル、少クナクトモ寛大ニ見エルノデアリマス」(上記書、161頁)。

1920年の、太陽生命保険専務取締役・清水文之輔の観察は、われわれの分析結果と共通する。彼は『東京経済雑誌』で述べている。

「此二割，三割，三割以上の利益を収むるものは，資本金の小なるものに於て多く之れを見るのであって，資本金の大なる法人に於ては此利益率はさう多額なるものではないのである」³⁴⁾

さらに、上場大会社の経営者の実践的任務に由来する、会計上の利益を抑制する性向が加わる。上場会社の、会社資本の安定的拡大を任務とする経営者は、会計上の資本金利益率を控え目に表現し、納税と配当による利益の社外流出を抑制するように、早期過大償却、準備金・引当金等により、諸費用を過大計上し、会計上の利益を削減する。

上場大会社の豊富な支払準備金と税負担能力 納税債務を含む支払に能力があるのは上場大会社である。上場大会社では、資本金の拡大が容易な上、投資を制限するから支払準備金が豊富であるからだ。

自己資本は返済を求められず、持続的に運用される。それは固定資本の拡張などに使用できるだけではない。納税を含む支払準備金にも充てることができる。

製品の販売が停滞し入金が滞っても、手形の支払期限がくれば、支払にせまられる。破産を避けるには、支払準備金を要する。自己資本が豊富な大会社は、現実にも動的に機能している資本とは別に、預金、有価証券など流動性のある資産の形で資本をもち、支払準備は豊富である。だから上場大会社は債務履行が可能で、税の支払能力が高い。

利益率は税負担能力を示すか 上場大会社は資本金が大きいから、一方で、利益が高額でも、利益率が抑制的に現れる。他方で、支払準備資産が大きく、租税債務を含む支払能力が高い。ところが、非上場小会社は過少自己資本なるがゆえに、一方で、利益は低額でも、利益率が高く現れる。他方で、借入が多く返済にせまられるのに、準備資産に乏しく、支払能力が劣る。だから資本金利益率の高低は必ずしも税負担能力を示さない。

不公平な法人超過所得税 上場小会社は税負担能力が劣っているのに、利益があれば、過小資本のため利益率は高く現れるから、法人超過所得税が課税される。

負担能力の劣る非上場小会社は重課され、能力の優る上場大会社は軽課される。負担の公平を求めて、超過所得税を導入したのに、法人企業に上場・非上場の条件差のある社会では、その税は不公平な税として現れる。

34) 清水文之輔「増税案修正の批判」(『東京経済雑誌』第82巻2066号、1920年8月20日所収) 159~160頁。下線は引用者のもの。

こうみてくると、法人所得税を能力に応じて公平にするには、次のことが必要であろう。

大資本金の会社は、負担能力が優ることを根拠に所得にやや高い比例税率で課税する。

小資本金の会社は、税負担能力に劣ることを根拠に所得に軽減された税率で課税する。

このように資本金別に二段階比例税率で課税すれば、独立課税型の法人所得税と課税の応能力が維持されるだろう。

ここまでくると、先にあげた経営者清水の次の発言は、首肯されるであろう。

「資本金の大なる法人に於ては此利益率はさう多額なるものではないのである、資本金の大なるものにして高率の所得を得るといふ様なものには、相当の課税は当然で一向差し支えない訳である」「然し貯蓄銀行や生命保険の如く、特別に小額の資本を以つて経営して居るものに対しては、甚だ気の毒な事であつて、此の如き特別の会社には宜しく例外の扱を為す規定を設くるのが、至当であつて、例外の規定を設けなかつたのは、吾人は立法府の為に惜しむのである」³⁴⁾。

新旧税制下の資本金別法人所得税の負担率の比較

一定の想定をして、新旧の税法下の資本金規模別の利益法人の税負担率を比べてみよう。

資本金規模別の法人税負担率の実態調査は得られない。そこで表7のように、資本金額、法人所得額、利益率の異なる小中最大の法人を想定し、新旧の税制下のそれぞれの税負担率を試算した。利益があり法人所得税を払う法人のみを想定した。利益率は資本金(積立金を含む)に対する利益(法人所得)の比率である。1920～1925年では、配当性向と留保性向をそれぞれ50%と仮定している。同族法人特別課税と清算所得課税を省いた。

利益率が小法人40%、中法人15%、大法人8%になるように、それぞれの資本金額と法人所得額を想定している。先にみた注32の表6の米国の調査では、製造業の利益法人に限定す

表7 資本金別利益法人の税負担率の推移(例解)

	想定した条件			税負担率(%)			
	資本金 (千円)	法人所得 (千円)	利益率 (%)	1918・19年		1920～25年	1926年～
				合名・合資会社	株式会社		
小法人	12.5	5.0	40	4.5	7.5	13.5	13.5
中法人	250.0	40.0	16	7.6	7.5	6.5	6.5
大法人	2500.0	200.0	8	12.3	7.5	5.0	5.0

(資料) 大蔵省主税局『内国税の税率及び納期に関する沿革適用』(1949年1月調)。配当性向を50%と仮定し税負担率を計算。税率は本文19頁以下参照。26年から税率5%の配当所得税が廃止され、税率5%の普通所得税を採用。

れば、資本金利益率が最も高いのが小法人で、次いで中法人、最低は大法人である。だから上記の想定は非現実的ではない。上記の経営者の観察からも大きくかけ離れていない。先の筆者の分析からも、それに根拠がある。小法人の資本金は零細だから、小規模の利益法人のなかに、利益率 40%の法人を見出すことができる。

(1) 小合名会社は新税制下で重課された 表 7 によれば、1918 年税制下で、どの株式会社も 7.5%の税率で課税され、負担率は 7.5%だった。合名・合資会社は超過累進税率が適用され、負担率は低所得法人ほど低く、所得 5000 円以下の小法人は 4.5%にとどまった。

20 年の新税制下で、小法人の負担率は激増した。たとえば、5000 円の所得を 12,500 円の資本金(出資金)で稼ぐ、利益率 40%の小法人は、超過所得税の負担率が 8.5%であり、他の税の負担率 5%と合わせると、法人所得税の負担率は 13.5%である。税負担率は 4.5%から 13.5%に上げられ、9%ポイントも増加した。零細資本金の高利益法人は、新税制下で超過所得税が重課された。

(2) 大法人は新税制下で軽課された 新税制に、利益率を基準にした累進税率で超過所得税が採用された際、利益率 10%以下の法人は非課税にされた。上場大法人は、株式発行が容易なうえ、既設会社では積立金が多額で、資本金が巨額であり、その利益率は 10%以下の法人が少なくなかったから、超過所得税を免れ 5%のみの法人配当所得税、あるいは普通所得税の負担にとどめたとされる。

1920~25 年では、超過所得税のほか、法人所得の配当分に税率 5%、留保分に最低の場合、税率 5%が適用された。26 年からは 5%の税率で普通所得に課税された。利益率 10%以下では、超過所得税はこれまでどおり非課税だった。さらに留保所得税が廃止された。だから表 7 の例では、税負担率は大法人でも 5%が続いた。税負担率は、旧税制下の株式会社が 7.5%だったから、新税制下では大法人の負担率は 2.5%ポイントも低落した。

20 年税制改正の際、政府は社会政策的応能税制の採用を強調したが、改正税制下の税負担率は、負担能力に優る大法人で下げられ、劣る小法人で高められた。

資本金増による超過所得課税の回避

一般的にいえば、会社が払込資本金や積立金を増やし資本金を増やせば、資本金利益率が低下し超過所得税と留保所得税は軽減する。このために、会社は、事実上資本金を増やし税を回避するように仕向けられた。この税制は会社の税回避誘因を含んでいたといえる。1920 年に、野党憲政会総務の浜口雄幸も述べていた。

「会社としては此両税(法人超過所得税と留保所得税 引用者)の負担を軽減せんが

為、積立金の減少と増資の傾向を助長して、盛況ならざる財界に於て会社の基礎を不堅実ならしめる恐あり³⁵⁾

上場会社は増資が容易だから、上場会社に対し、税回避のために増資を誘発する可能性がないとはいえない。上場会社では、超過所得税の税率が高くなるほど、税回避のために増資をする可能性は現実性を帯びる、と述べている。

小川郷太郎議員は、会社が増資すれば配当総額を増やさざるをえないから、むやみに会社は増資をしないといい³⁶⁾、増資誘発論に反対した。だが、別稿でのべるように、超過所得税の税率が引上げられると、小川の主張は楽観的に過ぎることになる。

以上で、利益率を基準とした超過所得税の弱点の一つを述べた。弱点はほかにもある。第二次大戦時と戦後に、インフレの下でもう一つの弱点を露呈した。インフレの下で、税負担能力を示す利益率の性能が著しく劣化したからだ。これは別稿でのべる。

(3) 留保所得課税の論拠

政府によれば留保所得課税の理由はこうだった。一方で、利益を株主に配当する会社があり、株主の受取配当は総合され、所得税を累進課税される。他方で、利益を配当せずに内部留保す

35) 浜口雄幸「財界の前途と対応策」[『東京経済雑誌』1920年6月26日、第86巻、2062号所収]、1013頁。現実に政府が、超過所得税の提案をするや、既設会社が増資を計画し実施したのが、税回避誘因の証拠だと浜口はいう。「本年(1920年)1月以来3月迄に於ける企業計画資本金41億円に達したるは、新規計画もあるが既設会社が頻々として増資を行ひ、又積立金の特別配当等、同法案(改正所得税法案 引用者)の通過を見越して敢行されたるものであって、1月以来3月までの事業資金が8年度1ヶ年間の資金に超過せるが如きは、明に其消息を語るものである」(上記論稿、1013頁)。

これには説明が必要である。払込資本金が増えても、実際には、株主から調達したのでなく、既設会社の積立金を払込資本金に振り替えた。だから資本金(積立金を含む)と資本金利益率は不変であり、超過所得税の軽減(「税回避」)にならなかった。それでも「積立金の特別配当」といい、積立金を払込資本金に振り替え、その増資新株を無償で株主に交付した。だから株主が新株という現物配当を受けても、法人所得から現金配当したわけでないから、法人は「法人配当所得課税」を、株主は配当所得課税を納税しなかった。現実に「増資」に資金を要しなかったからこそ1920年恐慌下でも「増資」が急増した。

阪谷芳郎貴族院議員(元大蔵大臣)は、経済界の重鎮から税制改正の陳情を受けたのを背景に、20年の増資急増は新税法下で会社が二税を免れるためだろうと、議会で同趣の質問をしている(「第43回帝国議会貴族院 所得税法改正法律案外六件 特別委員会議事速記録 第一号 大正9年7月15日」[『帝国議会衆議院委員会議録 25』1984年、臨川書店、所収] 514～516頁参照)。

36) 小川郷太郎議員は増資による超過所得税回避の行為を予測し指摘したが、その実効性に次の制約があるとした。不況時は株式の応募がない。増資は配当率を低下させる。増資をしても「脱税」の程度が少ない(小川郷太郎『税制整理論』内外出版会社、1923年、109～110頁、131～133頁参照)。小川は、積立金の多い既設の上場会社が、積立金を払込資本金に振り替えて増資をし、増資新株を株主に無償で交付すれば、会社は税回避が可能である点について分析していない。

る会社もある。もしその留保所得に課税しないならば、利益は所得税を免れ、両会社間の負担は不公平になる。だから負担の公平のために、かつ、会社が株主の配当所得税を回避するのを予防するために、法人の留保所得に課税する³⁷⁾。資本金に対する留保所得の比率が高いほど留保所得に高率で課税する。

思うに、この課税の負担は、法人間で不公平がある。資本金が大きくなるほど、留保所得の比率が低くなるから、ここでも株式を発行しやすい上場会社や、積立金を累積しやすい既設の会社は、留保所得税の負担を軽減される。逆に、資本金の少ない、非上場で新設会社ほど、税負担が重くなる。留保所得が少額でも、資本金の少ない非上場小会社は10%や20%の税率で課税されやすい。

同族法人では、株主の受取配当の課税回避を動機として留保することもある。現実には、株主が配当所得税回避のために、保全会社を組織することもある。

ところが事業会社では、税の回避目的からではなく、事業の必要から留保する。それでも、この税法によれば、留保すれば課税されてしまう。

株主受取配当が非課税だった時期(1899~1919年)でも、会社は内部留保に努めてきた。

企業間競争に対処するには、コスト軽減や新製品のために投資に努めるから、利益の内部留保は避けられない。

株主から独立した法人は、必ずしも株主の配当所得税を考慮する必要がない。その法人が社内留保をするのは、ほんらいの事業のためである。だから課税の立法の目的を<株主配当所得税の回避を防ぐため>というのは、事業目的の法人にとって濡れ衣を着せられるようなもので、納得がいかないことになる。

あとで述べるように、会社の要請を受けて、1926年に、政府は一般法人への留保所得税を廃止し、留保所得課税を同族法人に限定し特別課税にした。

米国の1936年採用の留保利潤税は、経済成長のための政策税制だった³⁸⁾。ところが日本の

37) 「留保金額に課税せざるに於ては、法人の純益全部を留保し全然配当を為さざるものを生ずべく、従て法人より受くる配当金に付第三種所得として綜合課税すること能はずして遂に税法改正の骨子を没却するに至るべし。故に税法は留保所得に課税して合法的脱税の防止を図りたるものとす」(中村継男『改正法人所得税法注解』(1920年、37~38頁)。

38) 米国では、留保利潤税(undistributed profits tax)が1936~39年に実施され、留保利潤に7~27%の累進税率で課税した。これは日本の1920~25年の留保所得税と目的が異なる。

29年大恐慌後の政策税制であり、大会社がその製品の独占的高価格を維持するために、生産と投資を抑制し、利潤を留保する結果、経済成長を阻害していたのを、政府は改めようとした。この税で株主への配当を促進し産業への投資を促進し、資本配分の社会的効率化を図ろうとした。

諸富徹氏によれば、税の配当促進効果は三様だった。大会社ではもともと留保性向が弱かったからこの税の配当促進効果が弱かった。小会社では、税の軽減措置が設けられたうえ、株主による新株の再引受や株主からの借入という資金調達の方法があったので配当が促進された。中会社は資金

1920年の法人留保所得税は、負担公平をその名分とした。

(4) 政策上の必要から採用した法人配当所得課税

法人所得のうち配当に充当した金額に5%の税率で課税する。繰り返すが、20年法人所得税は法人の所得への独立課税としたのに、あたかも法人所得を株主所得とし、所得税の源泉課税をするかのような課税であり、これは「課税理論」ではあり得ないことだった。

この税は政府の第一次原案になく、議会で受取配当全額課税案が修正され、国庫の収入減が予定され、この穴埋めのために採用された。所得税法の説明書は書いている。

「即ち右修正ノ結果減少スヘキ国庫ノ歳入ヲ補償センカ為、法人ノ配当所得ナルモノヲ設ケ、法人ニ於テ課税スルコトトナレルモノナリ。従テ此ノ配当所得ハ正当ナル課税理論ニ立脚シタリト謂ハシヨリ、寧ろ第一種所得税ノ増徴ヲ目的トスル政策上ノ必要ニ基キ規定セラレタルモノト称スルヲ相当トス」³⁹⁾。

この税は1926年に廃止された。

(5) 清算所得課税の論理

法人が解散あるいは合併した際に、清算所得が生ずる。解散した場合、その残余財産額が純資産額(払込株式金額、積立金、解散年度の留保所得の合計金額)を超過する金額を清算所得といい、これを法人の所得とし税率7.5%で課税する。

「かくれた積立金」を解散時に捕捉 会社が意識的であれ、無意識的であれ、資産の過少表示と負債の過大表示をすれば、会計上の利益は現実の利益額よりも縮小表示される。現実の利益額は会計上隠れてしまう。会計上に現れぬ利益額は法人所得税を課税されないまま、「かくれた積立金」⁴⁰⁾になる。

調達源泉を内部留保から外部資金に切り替える便法を欠き、留保を続けたから、留保利潤税を負担する結果になった。要するに大会社の生産と投資の抑制を改める効果は弱かったようだ(この税効果の分析は諸富徹「政策課税としての法人課税 ニューディール期『留保利潤税』を中心に」[『税に関する論文入選集』第一回、納税協会連合会、2005年所収]、31頁以下、「租税による経済システムの制御(上) ニューディール期『留保利潤税』を手掛かりに」[『思想』、1005号、岩波書店、2008年1月所収]12頁以下、同題名論文(下)[同誌、1006号、2008年2月所収]12頁以下)。論文は政策目的税制の存在を確認するという問題意識があり、この税の成長促進効果は一層の分析が求められる。

39) 中村、上記書、23頁。下線は引用者のもの。

40) 「秘密積立金」(secret or hidden reserves)といえ、企業が意図的に秘密にしているように聞こえる。意図的であろうと、なかろうと、会計上に現れない積立金を、ここでは「かくれた積立金」としている。

会社の解散の際、「かくれた積立金」は清算所得になる。

1899～1919年では法人所得税が採用されていたが、清算所得課税はなく、「かくれた積立金」は課税されなかった。清算時に、「かくれた積立金」は構成株主の所得とされ、各株主に分配されたが、今日でいう一時所得とされ、これも所得税が非課税だった。当時、所得とは反復されて取得される貨幣とされ、一時所得は所得とされなかったからであろう⁴¹⁾。

その当時、会社は、資産の過少表示(固定資本の過大償却、棚卸資産の過小評価等)と負債の過大表示(架空負債の計上、負債性引当金の過大計上)で、「かくれた積立金」が増えても、解散の際、清算所得課税がなかったから、それはかくれたままで、課税されずに各株主の懐に入った。

1920年に、ようやく、清算所得課税が導入され、「かくれた積立金」は清算所得として日の目をみ、法人所得税が課税されることになった。だから、清算時まで法人所得税を課税されないうままでいた「かくれた積立金」に、課税するのが清算所得課税だった。

20～25年では、積立金を留保所得課税後の所得の累積とみ、清算会社の積立金は清算所得とせず、非課税とした。26～39年では、留保所得課税の税率は清算所得税率よりも過少とし、この調整のため、積立金部分を清算所得とし、その他の清算所得よりも低い税率を適用した。

1920年に、この清算所得課税が導入されても、清算所得課税後の、各株主への分配金は個人所得税が課税されなかった。それに所得税を課税されたのは1940年からだった。これは別稿で述べる。

(6) 株主受取配当課税と配当控除

法人所得税の論理は、株主受取配当の課税のあり方も規定する。

株式会社が発展し、株主が会社支配から排除されると、法人と株主はそれぞれ独立した主体とみられ、それぞれに課税されても不自然ではなくなった。現実には、1920年法人所得税の下では、両者それぞれ独立して課税され、株主受取配当は総合され累進課税された。

これに株主と有産者を代表する議員は反発した。各院で、配当からその一定率の額を控除して課税する案が出され、最後に貴族院で配当の60%分に課税されることになった。

配当控除の採用理由 政府の修正理由は「二重課税の調整」ではなかった。蔵相の論法は、

41) 池松桂至「清算所得課税制度の変遷とその検討」(2001年度熊本学園大学院修士論文)19頁以下。清算所得課税の段階的研究をし、1920年の清算所得税の歴史的意義を究明したのは、池松論文をもって嚆矢とする。

独立課税型の法人所得税の論理で一貫した。法人と株主は、それぞれ独立した主体で、それぞれの所得に課税しても、同一主体が二度課税される意味での重複課税と規定しなかった。だから政府は、配当控除を設ける理由を「二重課税の調整」としなかった。株主が配当収入を得るための支払利子を、経費として斟酌した。

高橋蔵相の7月6日の衆議院における配当控除導入の提案理由はこうだった。

「法人ノ配当ヲ受ケルニ付テモ、相当ノ経費ヲ要スルモノト見テ課税スルノガ穩当デゴザイマス、故ニ、斟酌シテ配当金ノ二割ヲ控除シテ計算スルコト、相成ッタノデゴザイマス」⁴²⁾。

翌日の7月7日、衆議院で修正理由を述べている。

修正案は、「政府ノ提案(第一次案 配当所得全額課税案 引用者のもの)ヨリハヨリ優ッタモノデアルト思ウテ、政府ハ賛成シタモノデスソレト云フモノハ、政府ハ能ク考エテ見ルト無理ナ点ガドウモアルト云フノハ、所得ヲ得ルニ必要ナ経費ヲ満更見ナイト云ウコトハ 恰モ達觀的ニ其費用ヲ認メルト云フコトハ、是ハ八名案デアル、左様ナ名案ガ出レバ政府ハ決シテ固執シナイノデアリマス」⁴³⁾。

説明すれば、当時、既設会社の株式発行は額面による株主割当でおこなわれ、株主がそれを引き受けるのに借金をするという事情があった。だから、株主が配当収入を得るのに、支払利子という経費が必要で、所得計算の際、この経費を控除するのは当然だとした。蔵相によれば、「其所得ヲ得ルニ必要ナル経費ヲ差引クト云フコトガ、動カスベカラザル原理ト考ヘテイル」⁴⁴⁾。この「原理」に基づいて「配当控除」を認めた。こうして蔵相の独立課税型法人所得税の論理は破綻しなかった。しかも「配当控除」は概算控除だった。

配当概算控除論を政府が採用してから、株主の要求を背景に、坂をボールが転がるように配当控除率拡大案は勢いがつき、先にのべたように、政府第二次案の20%案から30%案(衆議院案)へ、最後は40%案(貴族院案)で決着した。

株主は、借り入れ当初に利子を払っても、その後、年々受取配当の40%に相当する利子を払って株式を保有するとは思われないから、配当概算控除率40%は過大であろう。後で述べるように戦時経済下の財源難で、政府は配当控除率を引き下げた。その際の理由は、株主の支

42) 「大正9年7月6日 衆議院議事速記録第4号 所得税法改正法律案外五件 第1読会」(『帝国議会衆議院議事速記録 37』東京大学出版会、1982年所収)43頁。

43) 「大正9年7月7日 所得税法律案外五件委員会議記録 第2回」(『帝国議会衆議院委員会議記録 25』臨川書店、1984年所収)374頁。

44) 「大正9年7月12日 所得税法律案外六件委員会議記録 第6回」(『帝国議会衆議院委員会議記録 25』臨川書店、1984年所収)414頁。

払利子の低下ではなかった。

4 独立課税型の法人所得税への純化

法人配当所得課税の廃止と同族法人特別課税

法人配当所得課税と留保所得課税の廃止

独立課税型の法人所得税は、1920年に、不純な要素を抱えたまま成立した。1926年に、その不純な部分を切り落とし、独立課税型の法人所得税へ純化した。

不純な要素の第一は法人配当所得課税だった。これは、先に述べたように、独立課税型の法人所得税の論理を逸脱したもので、「政策上ノ必要」から設けられた。

第二は留保所得課税だった。独立課税型法人所得税の構想の際、一方で、一切の会社に法人支配を前提したのに、他方で、一切の会社を、株主が支配する会社とし、その会社が、その株主受取配当の課税回避のために利益を留保するとみ、その対策とし留保所得課税を採用した。これは税制の背理であり、その解決に迫られていた。

導入後6年後に、二つの不純な要素を除去し、それによる税収減を補足し、独立課税型の法人所得税を完成させた。

(1) 法人全般への留保所得課税の廃止と同族法人特別課税の導入

法人全般へ留保所得課税する問題 留保所得税には、法人が利益を留保するのは、株主受取配当課税を回避するためだという想定があった。その予防のため、一切の法人の留保所得に課税した。この想定には、割り切れない面があった。

第一に、一般に、事業会社は事業の設備等の拡張や改良のために、資本を拡大する。だから受取配当課税の有無に関係なく、留保に努めていた。

第二に、法人が留保するほど法人所得税額が軽減された。法人が留保するほど積立金が増え資本金が増え、資本金に対する法人所得の比率が低下し、超過所得と留保所得に適用する税率が低下する面があった。

第三に、留保所得課税を採用しても、留保に努める同族の財産保全会社があった。その株主は持株を保全会社の所有に移し、会社のその利益配当を保全会社内に留保した。すすんでは、保全会社の株主の家族を、その役員または従業員とし、その会社の利益を賞与・報酬や給与の名目で、実質的に彼らに移転し、その法人所得税を削減することもあった⁴⁵⁾。

とくに事業目的で利益を留保した事業会社から納得がえられず、反対された。そこで留保所得課税は、一般法人は対象から除外し、同族法人に限定し特別に課税した⁴⁵⁾。

みなし配当課税(1923年)

加藤友三郎内閣の市来乙彦蔵相のもとで、1923年3月に所得税法を改正し、同族法人の留保所得のうち一定額を超過する部分、すなわち、過度な留保部分を、「配当した」とみなして課税できることにした。

(1) 同族法人の定義 法人の株主の一人、その親族、使用人、その他の特殊な関係のある者の株式(出資金額)の合計額が、その法人の株式(出資金額)の50%を超える法人を、同族法人とする(所得税法73条の2)。

(2) みなし配当課税 同族法人のうち主として財産の管理保全が目的の法人に、次の措置をとる。同族法人の一定額を超過する留保所得を、株主に配当したものとみなすことができる⁴⁷⁾。配当とみなし得る金額は法人において課税されるうえ、株主において配当を受けたとみなし得る金額に所得税が総合課税される⁴⁸⁾。これをみなし配当課税という。

ただし、会社の留保が税回避目的ではなく、事業上必要と認められれば、留保が多額でも、みなし配当課税されない⁴⁹⁾。だからこの措置は関係機関に裁量の余地があった。

さらに同族会社とその株主、その縁故者との間の行為に、所得税遁脱の目的があると認められる場合、所得審査委員会の決議により、税務官庁は所得金額を計算するのを妨げないことにした(同族会社と出資者間との行為否認、73条の3)。

同族会社・保全会社による内部留保の外に、さまざまな所得税の遁脱が横行しており⁵⁰⁾、それが認められる場合、所得審査委員会が決議し、税務監督局長が税務署長に通知し、税務署長は所得金額を決定できることにした。

45) 大蔵省編纂『明治大正財政史』第6巻、経済往来社、1957年、226頁。

46) 大蔵省編纂、上記書、1160頁。

47) 超過留保部分の計算は中村継男『法人所得及所得税』1925年再版、239頁以下参照。

48) みなし配当特別課税については、中村、上記書、239頁以下参照。

49) 松本政府委員によれば、例えば、船舶業では船価の急落、船の沈没による損害のおそれがあり、会社は積立を要し、相当の積立金を要するのが明らかであれば、規定に該当するものでも、必ずしも配当とみなさぬつもりだという(「第46回帝国議会衆議院 所得税法中改正法律案外4件特別委員会議録(速記)第6回大正12年2月9日」[『帝国議会貴族院委員会議録 35』臨川書店、1986年所収]452頁)。

50) 中村継男『法人所得及所得税』1925年再版、248～249頁。

(2) 法人普通所得課税の導入と同族法人加算課税 (1926 年)

一般法人に対する留保所得課税の廃止と普通所得税の提案 1926 年 1 月 26 日、加藤高明内閣の蔵相浜口雄幸は、配当所得税回避の意思のない一般法人にまで、税回避防止目的の留保所得税を課税するのは不合理とし、その廃止を提案した。同時に、留保と配当の区別のない、普通所得税 (5%の比例課税) の新設を提案した⁵¹⁾。

留保所得課税の論理の矛盾 20 年所得税法では、一方で、会社の主体を法人とし法人自身の所得に課税した。他方で、株主支配を認め、一切の会社は株主の受取配当課税回避の意思に従い留保するとし、その防止目的で留保に課税した。これは背理なので法人全般への留保課税をやめた。

さきに述べた 23 年導入の「みなし配当」課税は、税務署の徴税事務手続きが煩瑣だった⁵²⁾。みなし配当を含む「法人配当所得」額と各株主のみなし受取配当額を計算し、各税額を計算する。これに要する法人の決算書の提出がおくれるから、事務が煩瑣だった。

そこで 26 年に、従来の同族法人特別課税を次のように改正した。留保所得課税を同族法人だけに限定し、過大と認められる超過留保金に加算税率を適用し、新設の普通所得税に税額を加算することもできるとした⁵³⁾。加算税額の計算は、超過留保金に加算税率を適用する⁵⁴⁾。個々の同族法人に対する加算税課税の判断は政府に委ねられた⁵⁵⁾。超過留保をした同族法人

51) 浜口蔵相によれば、「法人ノ種類ヲ問ハズ、又留保ノ要否ヲ論ゼズシテ、総テノ法人ニ対シテ一律ノ取扱ヲ致シマシマスルガ故ニ、實際上配当金ノ綜合課税ヲ回避セントスル意思ヲ有シテ居ナイ所ノ一般法人ニ対イマシテモ、尚ホ高率ノ課税ヲ為ナスコト、ナリマシテ、實際ノ状況ニ照シ基ダ適當デナイト認メマシタノデ、今回ノ改正ニ於テ留保所得ニ対スル累進的課税ヲ撤廃致シ、留保ト配当トノ区別ヲ為サズシテ、其所得ノ総額ニ対シ現行留保所得ノ最低税率、即チ百分ノ五ノ比例税ヲ課スルコト、致シマシタ」(「第 51 回帝國議會衆議院議事速記録第 6 号 所得税法中改正法律案外 27 件 第一読会 大正 15 年 1 月 26 日」(「帝國議會衆議院議事速記録 47」東大出版会、1982 年所収)、108 頁。

52) 貴族院委員会における黒田英雄主税局長の発言 [「第 51 回帝國議會貴族院 所得税法中改正法律案外 21 件特別委員会議事速記録第 4 号、大正 15 年 3 月 5 日」(「帝國議會貴族院委員会議事速記録 28」臨川書店、1988 年所収、104 頁)] と松本市重威主税局長の発言 [「第 46 回帝國議會衆議院 所得税法中改正法律案外 4 件 委員会議録 第 1 回大正 12 年 1 月 31 日」(「帝國議會衆議院委員会議録 35」臨川書店、1986 年所収、392 頁)] の発言を参照。

53) 中村継男『法人所得及所得税』1925 年再版、236 頁以下。

54) 超過留保金の計算法は中村継男『法人所得及所得税』税務懇話会、1936 年、236 頁以下参照。加算税率は次のように計算する。普通所得年額中の階級別の所得額に所定の累進的な百分比を乗じ、所得階級別の所得に対する年税額を計算し、その年税額を合計する。普通所得額に対する年税額合計に対する比率を加算税率とする(上記書、241 頁以下)。超過留保金に加算税率を適用し、加算税額を適用する。

55) 個々の同族会社への留保金加算税の適用の可否は、法律上、税務署長の裁量に一任された。大蔵省内規により、その適用の可否を、資本金 10 万円くらい以下の法人の場合、税務署長が単独で適用できる。資本金 10 万円を超える場合は、監督局長の指揮の下で適用できる。資本金が百万円以上の法人は三井、三菱になるが、これは大蔵省主税局長の指揮により適用できる、としていたという(青木得三口述「税務行政回顧談」[大蔵省大臣官房調査企画課「戦時税制回顧録」昭和財政史談会議録第 3 号、1978 年所収 35 頁以下])。

は、政府により留保目的が課税回避と認められれば、留保金加算税が課税され、そうでなければ、免税にすることもできた。

普通所得税はたんなる法人所得に税率5%で課税する。

(3) 独立課税型法人所得税の純化過程(まとめ)

以上で20年導入の独立課税型法人所得税の性格と仕組みが明らかになった。多岐にわたったので、ここでその税制の論理を整理しておく。

1920～25年の独立課税型法人税の論理

所得税源泉課税型から独立課税型へ 1899～1919年の法人所得税は、初期の株式会社を基礎にして、法人を株主個人の集合体とみ、法人所得に個人所得税を源泉課税してきた。法人所得は単一の比例税率で課税され、株主受取配当は非課税だった。ただし1905～19年では、合名・合資会社の法人所得は累進税率で課税された。

株式会社が発展し、株主から自立したのを基礎に、1920年に、法人自身の所得に独立課税し、法人所得に超過累進税率が適用され、株主受取配当は総合累進課税された。これは、大戦後の高揚する勤労者の社会運動に対する政府の社会政策的対応でもあった。

超過所得課税 法人自身に税負担能力があり、その能力は資本金額(払込資本金と積立金の合計)に対する法人所得の比率に示されるとし、その比率を基準に超過所得に超過累進課税する。

株主受取配当の総合課税と配当控除 法人も株主個人も別人の所得であり、それぞれに課税しても二重課税にならないとし、株主の受取配当を総合累進課税する。

政府の株主受取配当全額課税案を修正し、最終的に、受取配当の40%相当額を配当収入に要する概算経費とし、40%の配当控除をする。

法人配当所得課税 その結果、所得税が減収するのを補填するため、法人所得のうち配当に充てる部分に税率5%で課税する。

留保所得課税 株主受取配当に対する所得税の回避目的で法人が留保するとみて、税負担の均衡と税回避の防止のために、一切の法人の留保所得に累進課税する。

独立課税型法人所得税の純化

法人所得税の柱は次の表のように推移した。

法人所得税制の柱の推移

1920～22年	1923～25年	1926年～
1 超過所得課税	1 超過所得課税	1 普通所得課税
2 留保所得課税	2 留保所得課税	2 超過所得課税
3 法人配当所得課税	3 同族法人所得課税	3 同族法人所得課税
4 清算所得課税	4 法人配当所得課税	4 清算所得課税
	5 清算所得課税	

法人配当所得課税の廃止 20年法人所得税は、不合理で不純な部分をもっていた。法人の所得に独立課税するとしながら、政策的措置として法人所得のうち株主への配当充当部分に課税したからだ。26年に、これが廃止された。

留保所得課税の廃止と同族法人の留保金特別課税の採用 もう一つ不合理なのは、法人が会社を支配するとしながら、株主のため、会社が株主の受取配当課税を回避するのを防止する目的で、一切の法人の留保所得に課税したことだった。

そこで23～25年に、同族法人に限定し、その留保所得のうちその一定額を超過する部分を配当とみなし、特別に課税できるとした。それでも同時期に法人全般への留保所得課税は残された。だから留保所得課税は、法人全般むけと同族法人むけの二本になった。

26年に、留保所得課税は同族法人のみに限定し、過度の留保所得に特別課税した。留保所得課税は法人全般むけのものが廃止され、同族法人むけの特別課税一本になった。

普通所得課税の導入 同年に、普通所得課税とよび、超過所得課税でも留保所得課税でもない、ほんらいの法人所得に課税した(5%の比例税率)。普通所得課税が、留保所得課税・法人配当所得課税の廃止後の税収を担い、法人所得税額の主柱になった。

こうして26年に、独立課税型の法人所得税のシステムは、表のように普通所得課税、超過所得課税、同族法人所得課税、清算所得課税の四本に整理され、その純化を完了した。

法人全般への留保所得課税が廃止され、留保性向の高い法人は税負担が軽減された。ただし留保性向の高い同族法人は同族法人特別課税が適用され、税負担は重くなった。

5 1920年代の法人所得税負担の実態

(1) 所得税収入の実態と税制改正の結果

20年代の所得税額の推移 以上で20年採用の独立課税型の法人所得税の性格と仕組みの分析は終わる。第5章では、20年代の法人所得税の収入と法人の税負担の実態をのべる。はじ

日本の独立課税型の法人所得税 1920～49年(1)

めに、表8で新税制下の所得税額の推移を簡単にまとめておく。

表8 所得税の種類別税額の推移(当初決定額, 1919～28年度)

(単位: 100万円, 下記は1919年度=100とする指数)

	1919年度	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928
第1種	110,277 100	130,163 118	94,830 86	59,223 54	54,647 50	65,686 60	87,685 80	71,945 65	63,764 58	64,919 58
第2種	1,298 100	8,275 638	14,340 1105	9,811 756	21,563 1661	25,718 1981	28,054 2161.3	30,914 2382	29,817 2297	30,860 2,378
第3種	83,570 100	55,187 66	94,357 113	107,443 129	123,855 148	115,776 139	122,423 146	116,978 140	116,637 140	111,678 134
合計	195,139 100	193,627 99	203,527 104	176,477 90	200,065 103	201,180 103	238,163 122	219,841 113	210,218 108	207,156 106

(資料) 『国税庁統計年報書』1976年, 114～115頁。会計年度の当初決定額である。

- (1) 1919年度の各種の所得税額を100とすれば、最高の伸び率を示したのが公社債利子等(第2種, 源泉課税)で、28年度は2378に達した。これは、預金利子所得税の第3種(賦課課税)から第2種(源泉課税)への移転と、その税率の引上げによる。預金利子を源泉課税に変えた効果があった。
- (2) 次に伸び率が高かったのは第3種で、税額の絶対額の増加額は最大だった。株主受取配当を総合累進課税にした効果があった⁵⁶⁾。
- (3) 第2種と第3種の所得税が増加したのに対し、法人所得税(第1種)は低落した。その税額のピークは20年度の118で、以後、長期低落し、28年度は58に低落した。
- (4) 三つの所得税を合わせると、そのピークは25年度で122だったが、28年度は106にすぎず、20年代は、税制改正による所得税増収は達成できなかったといっている。

なぜ法人所得税収が低落したか

政府は法人所得税の累進税化の効果을期待し、20年度のその税収の倍増を見込んだ⁵⁷⁾が、現実の税額(当初決定額)は前年度比18%増にとまった(表8)。20年代の法人所得税額は長

56) 1919年を100とした、1928年の第3種の主な所得の指数をあげれば、「貸金預金利子と配当」が758、「俸給・給与」が253、「商業」が169、合計が160であった(『国税庁統計年報書』1976年, 128～129頁)。

57) 新税制は20年8月1日から適用された。1920年度の平年度の法人所得税(第一種)の税収見込みは、旧税制では7,906万円、新税制(貴族院修正案, 確定)では15,454万円(法人超過所得税は8,645万円)で95%増であった。大蔵省編纂『明治大正財政史』第6巻, 1103頁参照。

期低落におちいった。

法人所得の減少 税額低落の主因は法人所得の伸び率の低落だった。大戦中に欧州諸国が戦場と化し、アジア市場を独占した日本の経済は、平素の実力を超えて成長した。だが 20 年代に欧州諸国の経済が復興し相対的安定期を迎えると、日本は停滞した。20 年代は、恐慌でも、累積した過剰設備や不良企業の淘汰を徹底しなかった。独占的要素が成長したためだけではない。政府は社会運動を恐れ、日銀による企業救済政策をすすめた結果、過剰資本が温存され、本格的活況に転化せずに恐慌を頻発させ、不況を長期化させた⁵⁸⁾。

法人所得は、20 年度をピークにし 21 年度・22 年度に低落した (表 9)。22 年の下期に銀行恐慌が再発した。23 年に関東大震災が起こり、そのあと復興景気があったが、本格的な好況に転じなかった。27 年に金融恐慌が起こった。ついで 29 年に世界大恐慌を迎えた。だから 20 年代は、本格的な好況に転じないまま、恐慌から恐慌へとよろめき、法人所得は安定的に成長しなかった。

表 9 法人所得と法人所得税負担率の推移
(1918～31 年度)

(単位: 1000 円, %)

年 度	法人所得額	税 額	税負担率 (%)
1918	839,583	62,047	7.4
1919	1,436,188	110,272	7.7
1920	1,759,819	130,163	7.4
1921	1,461,960	94,830	6.5
1922	915,565	59,223	6.5
1923	956,526	54,647	5.7
1924	1,126,004	65,686	5.8
1925	1,168,238	87,685	7.5
1926	1,128,639	71,949	6.4
1927	1,083,524	63,764	5.9
1928	1,087,903	64,919	6.0
1929	984,385	54,183	5.5
1930	1,033,647	62,894	6.1
1931	617,499	33,251	5.4
1932	668,401	37,709	5.6
1933	781,106	51,002	6.5

(資料) 『国税庁統計年報書』(1976 年) 114 頁, 116 頁。

58) 大島清 『日本恐慌史 下』東京大学出版会, 1955 年, 191 頁以下参照。

日本の独立課税型の法人所得税 1920～49年(1)

法人所得は20年度に17億5000万余円でピークに達した。29年に大恐慌になり、1931年度に法人所得は6億1000万余円に落ち込み、20年度の3分の1に低落した(表9)。この間に恐慌が頻発し所得は低落した。所得の低落、これが税額の絶対的減少の主因だった。

税負担率の低下 税率引下からも、法人所得税負担率が低落した。

19年度の旧税では、株式会社(株式合資会社を含む)の税率は7.5%(比例)で、税負担率は7.5%だった。合名・合資会社は、4.5～17.5%の11段階の超過累進税率が適用され、平均税負担率は9.8%だった(表10)。新税下の21年度では、どの企業も同一の税率が適用され、平均税負担率は6.5%に引き下げられた。21年度の税負担率は19年度に比べ、株式会社が1%ポイント低落し、合名・合資会社が2.3%ポイント低落した(表10)。

表10 法人所得税の負担率の推移(1919～21年度)

年度	株式会社・株式合資会社	合名会社・合資会社	合計
1919	7.5	9.8	7.7
1921	6.5*	6.5*	6.5
低落ポイント	1*	2.3*	1.2

(資料) 『国税庁統計年報書』1976年、119～121頁。*印は推定。

超過所得税は所得が低落するほど低い税率が適用されたから、税額が低下した。21年度から関東大震災の23年度への税額集計額の減少率は、法人配当所得税額(5%の比例税率)が22.5%減にとどまったが、超過所得税額が63%減、留保所得税額が33%減に達した。超過所得税の減少が法人所得税減収に寄与するところが大きかった(表11)。

表11 種類別の法人所得額と法人所得税額の集計額の推移(1921年度、23年度)

(単位: 1000円, %)

年度	超過所得		留保所得		配当所得		第一種合計	
	所得金額	税額	所得金額	税額	所得金額	税額	所得金額	税額
1921	343,004	30,199	311,577	21,865	715,856	35,793	1,461,960	94,830
1923	190,546	11,160	195,950	14,637	556,016	27,801	956,526	54,647
減少額	152,458	19,093	115,627	7,228	159,840	7,992	505,434	40,183
減少率(%)	44.5	63.0	37.1	33.1	22.3	22.5	34.0	42.4
減少寄与率	30.2	47.5	22.9	18.0	31.6	19.9	100.0	100.0

(資料) 『国税庁統計年報書』1976年、119頁。「第一種合計」は各「所得」の合計と一致しない。

要するに、1920年代の法人所得税額は次の要因から低下した。

恐慌の頻発で法人所得が重ねて減少した。

新税制下で、旧税制下に比べて税負担率が低下した。

累進税が法人超過所得税と留保所得税に採用され、恐慌・不況下で課税所得の低落のため低い税率が適用され、税負担率が低落した。

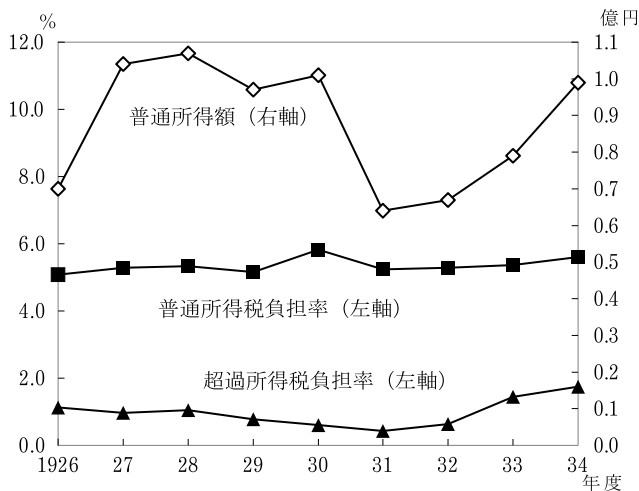
こうして、これまでの法人所得税の増収基調は20年代に停滞基調に転じた。法人所得税の収入は1905年度から19年度へ7.5倍増えた。ところが法人所得の停滞を主因にし税率引下と累進税の採用が加わり、法人所得税の税収は20年度から28年度にかけて半減した。

法人の超過所得税の景気調整効果

法人の超過所得税の負担率は、不況で適用税率が軽減し、税負担を調整する効果があった。

26年度から法人所得税の支柱は、普通所得税（5%の比例税率）と超過所得税（0%、4%、10%、20%の超過税率）の二本だった。その税負担率は図2のように推移した。

図2 普通所得税と超過所得税の負担率の推移（1926～34年度）



普通所得に対する普通所得税額の負担率は5%でほぼ一定している。ところが普通所得に対する超過所得税額の負担率は、好況期では1%を超えたが、恐慌・不況期の29～32年度では1%を切った。最低は31年度で0.43%にすぎなかった。

20年代と30年代初頭の恐慌・不況の局面で、売上が低落し入金が減ったのに、原料や給与

等の支払に迫られ、資金繰りが窮屈で企業の支払能力(税債務の支払能力を含む)が低落した。この際に、法人が超過所得税を支払うべき額が急減したから、この税は不況期の法人企業に好都合だった。この間、企業は体力を調整し経済の拡張に備えたとみられる。

累進個人所得税は、個人所得額の増減に応じ適用税率を変化させ、景気の行き過ぎや落ち込みを抑制するといわれる。20年代の法人超過所得税でも、適用税率は恐慌・不況期で引き下げられ、好況期で引上げられ、景気を調整する効果を体験した。

日本では、30年代初頭の大不況期に、売上が急落し、資金繰りが窮屈だった際、企業を支援する効果が最もつよかったのは公債政策であったであろう。公債を財源とする財政支出(軍事支出を含む)で企業の売上の低下を下支えしたり、貨幣の還流を促進したりしたからだ。

世界恐慌が勃発した1929年に対する34年の工業生産指数の変化率は、米国33.6%減、フランス29.0%減、ドイツ20.2%減で、三国は急減した。経済ブロックを形成しその内部の貿易を活性化した英国は1.2%増加した。日本は、英国と異なり通商関係が良好でなかったにもかかわらず、実に28.7%も増加した⁵⁹⁾。これは32年に登場した高橋蔵相の公債政策の効果にもよるものであろう。日銀による公債引受発行を認め、これを前提に軍事公債を発行し財政支出を拡大した。これで工業生産の急落を防ぎ、大不況の深刻化を防ぎ、生産を回復させた。

これから彼を「ケインズ以前の日本のケインズ」と賞賛するわけにいかない。この政策が戦争拡大と大インフレを招いたからだ。これを詳しく述べることはできない。20年に高橋蔵相が採用した、法人超過所得税による景気の調整効果を、ここで指摘するにとどめる。

20年代の税財政運営は社会改良を進めたか

先に述べたように、20年の税法改正の趣旨説明の際、高橋は社会政策の理念を強調した。かれは社会政策で政治危機を克服しようとした。だが、このことから、現実の20年代の税財政の運営全体が社会政策の理念のもと、福祉のために運営されたと思うならば、正しくない。税財政全体の実態は、それと遠いものだったからだ。

ひと言でいえば、社会改良のための財政上の要件はこうであった。(1)適切な高度成長の下で雇用と税収を確保すること、(2)累進所得税で直接税の構成比を増やし、間接税構成比を減らすこと、やむを得ず間接税を増やす際は、その税収を民生関係費に充てること、(3)軍事費を削減し民生関係費を増加すること。

だが20年代の政府はこの要件をみたさなかった。大戦時の、経済の実力を超えた大型好況

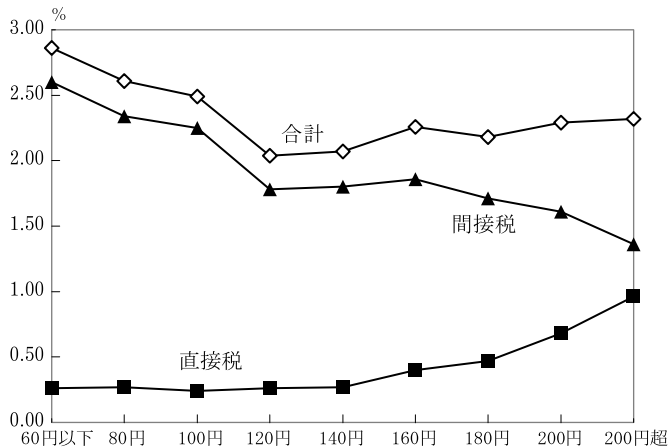
59) League of Nations, *Statistical Year—book of the League of Nations*, 1937 / 38, 1938, p. 176.

の反動で停滞に陥り、所得税収を増やせなかった。間接税収入を増やしたが、民生費の財源に
しなかった。軍縮が22年からおこなわれたが、徹底せず、民生費の増加がきびしく抑えられ
た。ここで20年代の間接税、軍事費、民生費について簡単に摘記しておく。

間接税の増税とその税の逆進性 20年代では所得税収入が停滞したが、税率引上げで酒税
収入が増加した。国税収入に占める間接税構成比は19年度が51.2%だったが、21年度63.3
%、27年度66.7%、32年度70.1%と増えた⁶⁰⁾。間接税が国税収入の主柱になった。間接税の
増税は勤労者の税負担増を意味した。

内閣統計局は家計調査を使って、26年9月から翌年8月までの1ヵ年間の月平均の、勤労者
世帯の所得階級別の直接税と間接税の収入に対する負担率を調べた。ここでいう勤労者世帯は
被用者世帯であり、農家あるいは事業世帯をふくまない。その結果は図3のとおりで、勤労者
が間接税を税負担したことが明瞭である。

図3 勤労者世帯の実収入階級別直接税と間接税の負担率
(1926~27年度)



(資料) 日本統計研究所 『日本経済統計集』1958年、315頁。原資料は内閣統計
局「家計調査」。

この世帯の合計の税負担額は月額2.6円、うち直接税が43銭(16.5%)にすぎず、間接税が
2円17銭(83.5%)に及んだ。勤労者世帯の間接税負担額は直接税の8倍だった。

直接税は国税・地方税の所得税である。直接税の収入に対する比率(税負担率)は、月60円
以下(年収635円)の層で0.26%にはじまり、最高の200円以上(年収2764円)の層で0.96%

60) 『国税庁統計年報書』(1976年)62~63頁。

に高まり、負担は累進的だった。だが、最高層でも、直接税の負担率は1%にも満たなかった。勤労者の所得税負担は微量だった。

問題は間接税だった。消費税の課税品目は酒、ビール、清涼飲料、タバコ、砂糖、織物という、嗜好品あるいは生活必需品という大衆の消費する品目に及んだ。月収200円以上の最高額の世帯は1.36%にとどまるのに、60円以下の零細世帯は2.6%に達した。間接税とは低所得者重課の税であり、その負担は逆進的だった。

両税の負担を合わせて総税負担率とすれば、月収120円以下の層は逆進的になり、それ以上の層では、わずかに累進的だった。

このような26～27年の家計調査の結果からみれば、20年の間接税増税は、勤労者の税負担の逆進性強化を意味したと推測される⁶¹⁾。これを棚に上げ、税制改正で社会政策的に改良されたというわけにはいかないであろう。

地租、営業税など収益税の軽減は停滞し自作農・小商工業という旧中間階級の税負担の引下げも不十分だった。社会政策的税制による「中間階級の安定」も実現されなかった⁶²⁾。

間接税収入を上回る軍事費 軍事費(国の一般会計と臨時特別会計の合計。軍事公債の利子を含む)は、22年度からの軍縮のため少し削減されたが、大戦前(1913年度)に比べ、20～29年度平均の軍事費は3倍増えた。軍事費は間接税収入額を大きく超えた(表11)。だから大衆の負担した間接税は軍事費に使われたといってもいい。20年代は、経済の停滞で税収の伸びが停滞した上、軍事費の削減が不徹底なうえ、中央地方の国債費が増えたから、民生関係費にまわす財源に乏しかった。

民生関係費への配分額は微量だった。20年代の間接税収入額に対する、今日でいう、国の社会保障関係費の比率は1.3%、地方の社会事業・衛生費は15.8%だった(表11)。

要するに、国税の間接税収入は大戦前に比べ倍増した。軍事費は1922年度からの軍縮でも、20年代平均で大戦前に比べて3倍に増えた。だから大衆が負担した間接税は軍事費に使われ、民生費や農業関係費にゆきわたらず、大衆の福祉に還元されることが微量だった。勤労者が働

61) 勤労者の税負担については、大内兵衛「家計調査に現れた給料生活者及び農業者の租税負担」(『大原社会問題研究所雑誌』第7巻第3号、1930年所収、大内兵衛著作集』第4巻、岩波書店、1975年所収)、「所得と消費税負担との関係 内閣統計局の調査について」(『大原社会問題研究所雑誌』第9巻第2号、1932年所収)を参照、『国民生活と財政』<新しき歩みのために1>(岩波書店、1947年、大内兵衛著作集』第3巻、岩波書店、1975年所収、497頁以下参照)。

62) 1920年代に、自作農・中小商工業者という旧中間階級の税負担は引き下げられなかったことは、神野直彦「社会政策的租税政策の展開 1920年代の租税政策」(『経済学雑誌』大阪市立大学経済学会、第86巻第3号、1985年、所収)16頁以下参照。

表 11 間接税収入に対する軍事費と社会保障関係費の比率 (1913 年度と 20～29 年度平均)

(単位: 1000 円)

年 度	間接税収入	軍 事 費	国の社会保障 関係費	地方の社会事業・ 衛生費	対間接税収入比率 (%)		
					/	/	/
1913 年度	325,483	335,100	622	24,000	97.1	0.2	7.4
1920～29 平均	720,408	980,110	9,151	113,940	136.1	1.3	15.8

(資料) 江見康一・塩野谷裕一『財政支出(長期経済統計7)』東洋経済社, 1966年, 『国税庁統計年報書』1976年。

(注) 軍事費は常備国防費(一般会計における陸・海軍費と徴兵費), 戦費(臨時軍事費特別会計と陸海軍以外の諸省戦費), 戦争関連費(軍事扶助, 年金・恩給), 国債利子。国の社会保障関係費は生活保護, 社会福祉, 健康保険, 失業対策, 保健衛生, その他。地方の社会事業費・衛生費は地方財政支出。

いたあとでお酒を飲めば, その代金は軍艦に化けたが, 民生費として勤労者に還元されることはほとんどなかった。

20年代の軍縮は不徹底だった。既存の植民地のみならず, 中国に対する利権の拡大やシベリア侵攻にも使われた軍隊だったが, その削減を徹底しなかった。

繰り返すが, 20年代の政府は社会政策的改良を説き, 株主受取配当非課税を廃止させたが, 日本経済の停滞下, 直接税収入が停滞するなか, 間接税を増税するとともに, 軍縮を徹底させず, 民生関係費の財源を欠乏させ, 社会政策的改良を徹底できなかった。経済の停滞, 所得税増の停滞, 間接税の増税, 軍縮の不徹底, 民生関係費抑制, これらが20年代の社会改良の制度の発展を妨げた。

1925年に, 男子に限定し普通選挙権を獲得したけれども, 国民はその権利を行使し民主主義的改良を大きく前進させることはできなかった。

20年代に, 政府は税財政による社会改良政策を拡充させず, 国民は改良の成果を実感するにいたらなかった。その結果, 30年代には, 社会改良を重んじない, 卑俗な思惑がはびこった。<人口に比べて土地が狭すぎるので, 貧乏の解決は内政面の社会改良よりも, 対外的な権益の拡大に求めねばならぬ>といい, 軍隊の強化と侵攻を誘導する俗流の横行を許すことになった。農村出身の職業軍人がこの俗流のとりこになり, 政治社会を支配することになった。軍事公債発行の増加によるインフレのいき過ぎを抑制せざるを得なくなった高橋は, 1936年に軍人の凶器でかえらぬ人になった。

参考文献

- 青木得三口述「税務行政回顧談」(大蔵省大臣官房調査企画課『戦時税制回顧録』昭和財政史談会議録第3号, 1978年所収)。
- 池松桂至「清算所得課税制度の変遷とその検討」(2000年度熊本学園大学院修士論文)。
- 井出英策『高橋財政の研究 昭和恐慌からの脱出と財政再建への苦闘』有斐閣, 2006年。
- 岩下卓司「1920-49年の法人所得課税における超過所得税」(2000年度熊本学園大学院修士論文)。
- 江見康一・塩野谷裕一『財政支出(長期経済統計7)』東洋経済新報社, 1966年。
- 大内兵衛・森戸辰男・久留間鮫造監修 大島清著『高野岩三郎伝』岩波書店, 1968年。
- 大内兵衛「家計調査に現はれた給料生活者及び農業者の租税負担」(『大原社会問題研究所雑誌』第7巻第3号, 1930年所収, 『大内兵衛著作集』第4巻, 岩波書店, 1975年所収)。
- 大内兵衛「所得と消費税負担との関係 内閣統計局の調査について」(『大原社会問題研究所雑誌』第9巻第2号, 1932年所収)。
- 大内兵衛『国民生活と財政』岩波書店, 1947年(『大内兵衛著作集』第3巻, 岩波書店, 1975年所収)。
- 大蔵省主税局『内国税の税率及び納期に関する沿革適用』(昭和24年1月調)。
- 大蔵省主税局調査課「所得税・法人制度史草稿」執筆者は雪岡重喜, 1955年。
- 大蔵省編纂『明治大正財政史』第6巻, 経済往来社, 1957年。
- 大島 清『日本恐慌史 下』東京大学出版会, 1955年。
- 大島 清, 楫西光速, 加藤俊彦, 大内 力『日本資本主義の没落I』東京大学出版会, 1960年。
- 大島通義「1891-3年のプロイセン税制改革」(『三田学会雑誌』第52巻第7号所収)。
- 大間知啓輔「株式所有の法人化と法人の受取配当非課税制度(1)」(『熊本学園大学経済論集』第1巻第1・2合併号199年所収)。
- 大間知啓輔「法人所得課税の発展段階(1)」(『熊本学園大学経済論集』第5巻第1・2合併号, 1998年所収)。
- 大間知啓輔「日本の所得税源泉課税型法人所得税(1)」(『熊本学園大学経済論集』第13巻第1・2合併号, 2006年所収)。
- 大間知啓輔「日本の所得税源泉課税型法人所得税(2)」(『熊本学園大学経済論集』第13巻第1・2合併号, 2007年所収)。
- 大村 巍「大正年代の税制と社会政策の加味」(税務大専校『税務大専校論叢』8, 1974年所収)。
- 小川郷太郎『社会問題と財政』帝国地方行政学会, 1920年。
- 小川郷太郎『税制整理論』内外出版会社, 1923年。
- 鏡淵 宏「プロイセンにおけるミーケルの税制改革についての一考察」(『東経大論叢』第4号, 東京経済大学大学院経済学研究科研究会所収)。
- 国税庁『国税庁統計年報書』1976年。
- 清水文之輔「増税案修正の批判」(『東京経済雑誌』第82巻2066号, 1920年8月20日所収)。
- 志村嘉一『日本資本市場分析』東京大学出版会, 1969年。
- 神野直彦「社会政策的租税政策の展開 1920年代の租税政策」(『経済学雑誌』大阪市立大学経済学会, 第86巻第3号, 1985年所収)。
- 神野直彦「京都学派の形成 小川郷太郎」(佐藤進編『日本の財政学 その先駆者の群像』ぎょうせい, 1986年所収)。
- 杉田憲道「ドイツにおける税務会計の史的展開 1920年の法人税法の導入に関連して」(『熊本学園商学論集』第6巻第1号, 1999年)。

- 高橋是清『高橋是清遺述 経済論』千倉書房，1936年。
- 高橋是清『随想録』千倉書房，1936年。
- 高橋 誠「現代所得税制の展開 日本所得税史論 その三」(『経済志林』第28巻第1号，1960年所収)
- 田崎佳代「1920年法人税制」(1995年度熊本学園大学院修士論文)。
- 帝国議会『帝国議会衆議院委員会議録 24』臨川書店，1984年。
- 帝国議会『帝国議会衆議院議事録 25』臨川書店，1984年。
- 帝国議会『帝国議会貴族院委員会議事速記録 28』臨川書店，1988年。
- 帝国議会『帝国議会貴族院委員会議録 35』臨川書店，1986年。
- 帝国議会『帝国議会衆議院議事速記録 36』東京大学出版会，1984年。
- 帝国議会『帝国議会衆議院議事速記録 37』東京大学出版会，1982年。
- 帝国議会『帝国議会衆議院議事速記録 47』東大出版会，1982年。
- 東京朝日新聞経済部編『卓を囲んで』日本評論社，1928年。
- 中村継男『改正法人所得税法詳解』東京税務二課会，1920年。
- 中村継男『法人所得及所得税』巖松堂書店，1925年。
- 中村継男『法人所得及所得税』税務懇話会，1936年。
- 日本統計研究所『日本経済統計集』1958年。
- 畠山武道「アメリカの於ける法人税の発達(二)」(『北大法学論集』第26巻第2号，1975年所収)。
- 浜口雄幸「財界の前途と対応策」(『東京経済雑誌』1920年6月26日，第86巻，2062号所収)。
- 諸富 徹「政策課税としての法人課税 ニューディール期『留保利潤税』を中心に」(『税に関する論文入選集』第一回，納税協会連合会，2005年所収)。
- 諸富 徹「租税による経済システムの制御(上) ニューディール期『留保利潤税』を手掛かりに」(『思想』，1005号，岩波書店，2008年1月所収)。
- 諸富 徹「租税による経済システムの制御(下)」(『思想』1006号，2008年2月所収)。
- 渡辺哲郎「配当控除の制度の史的展開」(1994年度熊本学園大学院修士論文)
- Begründung zum Entwurf eines Körperschaftsteuergesetzes, in: Drucksachen der Nationalversammlung 1920, Nr. 1976.
- House of Representatives, the Committee on Way and Means, "Proposed Taxation of Individual and Corporate Incomes, Inheritances, and Gifts", 74th Cong. 1st Sess., July 8, 1935, Reams B (ed.), *Internal Revenue Acts of the United States 1909-1905 Legislative Histories, Laws, and Administrative Documents*, vol. 12, 1979.
- League of Nations, *Statistical Year—book of the League of Nations*, 1937 / 38, 1938.
- Preussisches Einkommen—steuergesetz vom 24 Juni 1891 nebst Anweisung desselben, *Finanz Archiv*, 8 Jahrig., 1891.

Summary

Japanese Independent Type of Corporate Income Tax 1920–1949 (1): Korekiyo Takahashi and the Reform of Corporate Income Tax

This paper discusses the corporate income tax introduced in 1920. The main topics of the research are the legislative course, the nature, and the structure of this tax.

As Japanese capitalism developed through World War I, the hardships of urban workers increased. Various social movements grew up in urban areas. The government suggested social policy to cope with the development of the movements.

In 1920 the Finance Minister, Korekiyo Takahashi of the Hara Cabinet proposed the social policy and ability principle of taxation, trying to embody them in comprehensive income taxation on dividend received and progressive taxation on the corporate income (excess corporate income tax).

The system of this corporate income tax is based on the developed corporation. Under the corporation, a view of corporate income spread. According to it, the source of the corporate income is profit of corporate capital. The corporate income belongs to the corporation itself and exists independently of stockholders. From the way of thinking about corporate income, the view of an independent type of corporate income tax prevailed. The view was applied to the excess corporate income tax.

Lastly the actual burden of the corporate income tax in the 1920s will be discussed.